



ございます。たまたま非常な悪気流のためと、機体が損傷をいたしております。その後地上において被害を与えた状況等を判断いたしますと、完全に横になったと申しますか、翼で家屋を切ったような状況もございます。従いまして、脱出した後、機体が横になりました。その結果反転をしたのではなにかというふうに判断をされるわけでございます。

○飛鳥田委員 現地の人は、パラシュートは海に落ちて、機体だけが陸上に落ちたということについて、非常に割り切れないものを持っておられるわけですね。先ほどいふん皮肉っぽく、石が流れて木が沈むというのを申しましたが、これは僕の言葉ではなくして、現地の人たちが言っているわけですね。

この点については、当然もっと詳細な発表をなすって、現地の人を納得させることが私は必要だろと思うわけでございますが、そういうことについて善処していただきたいと思っております。

そこで、人家その他のものに対する安全ということ、事故を起こしたときだけではないはずで、この小田原前後は、いわゆる航空上の管制区になっておるはずですね。この管制区を自衛隊機が飛行いたします場合には、当然フライト・プランの通報を事前に行なっていないかなければならないのじゃないですか。

○小幡政府委員 お話のように、商業航空路を飛ばすときには、基地の司令からフライト・プランを幕僚監部の方に簡単に電話をしまして、そこで航空局の中央管制本部に連絡いたしました。許可を受けて飛んでおります。

○飛鳥田委員 それじゃ伺いますが、この事故を起こしました四機のフライト・プランは、すでに通報が行なわれておりましたか、私の調べた範囲では、事故前にはないのですが、いかがでしょうか。

○小幡政府委員 その点あらかじめ調べておりませんので、なんでございませうが、私は必ず受けておると思っております。

○飛鳥田委員 それじゃもう一つ、ついでに、機が遭難をいたしました事故を起こしますと、すぐ事故報告というものを航空局にするはずですが、これはすぐ行なわれましたか。結論から先に申し上げると、私の調べた範囲ではすぐ出ていない。一週間くらいたつてから出ております。

○小幡政府委員 おそらく事故の詳細がやや的確に判明しましてから出しておられますので、御説のように、若干の時日を経過してから出しておると思っております。

○飛鳥田委員 事故報告というのは、原因調査を済ましてから、全部わかってから報告するものですか、そうじゃないんですか。この事故報告というのは、事故が起きたというところを、事故が起きたと同時に報告しなければならぬ責任があるはずなんです。たとえば自衛隊法の百七条の第四項を見ますと、事故報告の義務というものは、防衛出動をしたときだけ免除されているので、防衛出動をしていないときには、事故報告の義務は航空法でも免除されていないわけですね。それが一週間もたつて事故報告が出たんじゃないんですか。

とでは、小田原の被害を受けた人たちが納得するはずないじゃないですか。

○小幡政府委員 自衛隊法の施行令の百二十八条によりまして、機長が報告する建前になっておりますが、機長が事故でなくなったような場合には、防衛庁からすぐ報告するようになっております。ただし、事故調査を徹底的にやつてからではなしに、とりあえずの報告ができる内容のものが固まつたら、できるだけ早く報告するというふうにしておりますので、一週間程度はあるいはかかるかと思っております。

○飛鳥田委員 航空局長がお見えになつていらつしやるそうですから、一つおそれ入りますが、自衛隊機が小田原で墜落をいたしました事故を起こしました。これは四機編隊で飛んでおつたんだそうですが、このフライト・プランが届け出たあつたか。同時にまた、事故を起こしました場合に、事故報告というものがすぐに行なわれたかどうか。私の知っている範囲では、一週間くらいたつたあとで、事故報告がしつぱ出たことかというところですが、そういう事実かどうか、一つ教えていただきたいと思います。

○今井(榮)政府委員 自衛隊機のフライト・プランにつきましては、計器飛行の場合には、当然に管制本部にフライト・プランが通報されますが、管制区外における有視界飛行の場合には、現在航空法によりまして、フライト・プランは自衛隊の基地の機関に提出するというところに権限を委任いたしております。

それから事故報告につきましても、事故調査そのものは、純然たる自衛隊機の事故につきましては、自衛隊がこ

れを調査することになっておりますから、法律上当然に航空局の方に事故報告が提出されるということにはなっておりません。

○飛鳥田委員 そこで、私は非常に疑問が出るのです。自衛隊機は始終管制区を横断いたしましたり、あるいは管制区域という意味ですか、圏といひますか、管制区域を飛ぶわけですね。そういったしますと、他の民間機との関係が当然出て参ります。それが有視界飛行であるからといって除外されるべき理由はないのじゃないだろうか。もしフライト・プランが、管制区を横切つたに來ないというところになりますと、民間機との調整、そういう点は非常に困難になるのじゃないか。かりに高度差があつたとしても困難じゃないかと思

わす、これは有視界飛行、計器飛行を問わず、そのあたりの要求をなさる責任があるのじゃないかと私は思うのですが、どうでしょうか。

○今井(榮)政府委員 現在計器飛行と有視界飛行につきましては、日本の航空法と同じような状況でございます。従いまして、各国とも同じような方法で有視界飛行並びに計器飛行に関する飛行の規定をいたしておるわけでございます。現在のところは、計器飛行につきましては、御承知のように、軍用機も民間機もすべて管制本部の統一した指示に基づいて飛行を行なつておるわけでございます。その限度におきまして、有視界飛行の場合に、操縦士の責任によりまして他機とのセパレーションなり、あるいはまた衝突防止というふうなことで、運用をいたしてお

るわけでございます。現在のところ、そういった面で非常なトラブルが起るというふうなケースはございませ

○飛鳥田委員 各国の情熱でそうなつておつしやるのですが、ICAOの標準方式などを見ますと、やはりこれは届け出なければならぬような形になっておると思うのですが、どうでしょうか。

○今井(榮)政府委員 ICAOの規定におきましても、有視界飛行の場合に、フライト・プランを提出するといことが規定されておるわけではございませぬ。計器飛行の場合のみフライト・プランを管制本部に提出する、というふうになっておるわけですね。

○飛鳥田委員 ICAOの場合には、有視界飛行と計器飛行を区別してないように思ふのですが、どうでしょう。

○今井(榮)政府委員 御承知のように、ICAOは国際航空についての一つの機関でありまして、国際航空につきましては、有視界飛行ということとは現在ほとんど考えられないのでござい

ます。たとえば日本におきましても、太平洋を横断する定期旅客機というふうなものにつきましては、現在有視界飛行というものを全然認めておりません。すべてが計器飛行で飛行されておる状況でございます。

○飛鳥田委員 しかし、現実にはコントラール・ユニットが高度、時間、距離、という問題を正確に把握してなければ、民間航空とその他の衝突がないという保証はできるのでしょうか。今までのところ大丈夫であつたというだけであつて、今後そういうもの

が起るわけではございません。

○飛鳥田委員 それでは、今後そういうものが起るわけではございません。

○飛鳥田委員 それでは、今後そういうものが起るわけではございません。

○飛鳥田委員 それでは、今後そういうものが起るわけではございません。

○飛鳥田委員 それでは、今後そういうものが起るわけではございません。

○飛鳥田委員 それでは、今後そういうものが起るわけではございません。

がないという保証があなたにはできませんか。やはり私は、こういう将来起こり得る可能性を考えてみて、事故が一たび起これば非常に重要なことなんです。万全の措置をお講じになるという事は当然じゃないでしょうか。少し運輸省は、そういう点で自衛隊なり米軍なりに権限を大幅に委譲し過ぎておられるんじゃないか。もう少し厳格な態度をおとりになる必要があるんじゃないかという疑問を私は持つわけですが、どうでしょうか。

○今井(衆)政府委員 先生のおっしゃる骨子は、十分私どもとしても理解できます。また、御趣旨に沿うように、今後私どもとしても研究いたさねばならないと思いますが、現在自衛隊機あるいは米軍機が飛行する区域であって、特に民間機との関係において安全上十分に配慮すべきであるというように区域につきましては、演習区域の設定であるとか、あるいはまたきわめて短時間ではございますが、時間的間によりましては、ある区域をブロックするとか、それからまたスクランブル・コリドーのごとき、ジェット機が常に演習その他のために傾斜的に飛行する区域であるとか、そういうようなものにつきましては、安全上の措置は十分とっております。しかしながら、今先生がおっしゃいましたように、一般の有視界飛行で飛び自衛隊機と、それから航空路を飛び民間機との衝突防止というふうな点につきましては、先ほど、現在のところそういうトラブルはあまりないというふうに申し上げましたが、今後航空機の高速度というふうな観点からしまして、十分先生の御

注意を頭に置きまして研究いたしたいと思っております。

○飛鳥田委員 もう一つ、基本的な疑問があるのですが、F86DなりFのよきなマップハに近い、あるいは今後はロッキードF104Jなんというものが出てくる。これはマップハをこえている飛行機です。こういうものが飛んでおりますのに、有視界飛行という扱いをするのですか。私は、ちょっとその点、常識をはずれているのじゃないか、こう考えないわけにいかない。なるほど理屈からいえば、目で見て飛ぶことはできます。しかし、これは有視界飛行扱いにすること自身がどうでしょうか。僕は、やはりこういうジェット機のマップハ、あるいはマップハ以上で飛ぶ飛行機について、有視界飛行扱いにすることに問題があるように思うのですが、どうでしょうか。

○今井(衆)政府委員 全くおっしゃる通りでございます。飛行機の高速度に伴いまして、管制の方式その他につきましても、十分私どもとしては新しい体制をとるべく、今検討いたしております。たとえばジェット機、特に今先生が御指摘のような、非常に高速な軍用機の飛ぶことも考えまして、この五月五日からいわれる高々度管制を実施いたしまして、ある一定の高高度以上の区域につきましては全面管制を行ないます。それからまたさらに、さらにそういった高高度が、高々度管制以下の場合でございます。ある区域につきましては、航空路あるいは管制圏といふものとかかわりなく、一定の区域を管制圏の中に置くというふうなことが現在研究いたしております。

○飛鳥田委員 そこで、防衛庁に伺いたいのですが、F86FとかD、こういう飛行機を有視界飛行扱いにして、航空局にフライト・プランを出さないという点については、私はかねがね疑問を持っておったのですが、一体それはどういうわけですか。今度の小田原の事故の場合も出ていないわけですか。

○海原政府委員 ただいま先生の御質問になりましたF86F、F86Dの飛ぶ場合でございますが、これは私どもの打ち合わせが十分にできておりませんで申しわけございませんが、私どもの知っておる限りでは、有視界飛行で飛行する場合におきましても、それが法律上許されておりました。当該航空機交通管制圏以外に自由に飛べるところがあるわけでありまして、その場合にも、あらかじめフライト・プランを出しまして飛んでおるといふように私どもは了解いたしております。この点は、先ほど航空局長から言われておりますものとちょっと内容が違っておりますが、この前の四機編隊の場合も、私どもはあらかじめフライト・プランを提出いたしまして、入周川からの許可をもらいまして飛んでおるはずであります。しかし、なご調査の上、回答を申し上げたい、このように考えますので、御了承を願いたいと思っております。

○委員長退席、草野委員長代理着席  
今までの私の承知するところでは、必ず事前に、たとえば小牧から千歳に飛ぶ場合におきましては、小牧の管制塔を通じてまして、これからどういう飛行機がどういう方法でどちらの方向に何時に飛ぶからというフライト・プランを出しまして、これが直ちにジョンソンに参りまして、そのジョンソンの指定を待って飛行機は離陸をいたしてあります。これが従来の例であります。この場合に、先生の御調査ではフライト・プランを提出していないというところでございますので、なご調査いたしたい、このように思います。

○飛鳥田委員 そうおっしゃってても、先ほど航空局長もおっしゃっているように、フライト・プランは出ていないわけですか。しかし、出ているか出ていないか、議論をしても仕方がありませんから、次の問題に移ります。

○今井(衆)政府委員 民間機の事故の場合に、事故を起こした直後、直ちに航空局に対して事故報告を出し、私の方から検査、航務の事故調査のための関係官を直ちに現地に派遣する、こういうことをやっております。

○飛鳥田委員 自衛隊法百七条によつて、治安出動のときだけその事故報告が免除されている。すると、事故報告は、やはりこの場合でもすべきなざるべきものではなかつたのでしょうか。こまかいことを申し上げるようですが、こういうふうな一つ一つをあげて参りますと、何か自衛隊は特権意識の上にあぐらをかいて、日本の法規を無視して勝手に飛んでいるという印象しかないのです。こういう小さなことを一つ一つ私は申し上げているわけです。一体この事故報告を一周間後に出される

という理由は何か、事故報告は事故直後に報告すべきものだと思ふが、一週間もおくらせてよろしいという法律上の根拠があつたら教えていただきたいと思ふ。

○小幡政府委員 お話の通り、事故報告は直ちにいたすべきものと思つておりますが、しかし、おそらく書面にして格好をつけるのに若干の日時がかつたのではないかと思ふ。おそろく口頭とか電話とかでは自衛隊から報告してあることになっておるのではないかと思ふ。なご調査して、その点、そういう疑義が若干見えます。際には、即刻報告するように気をつけたいと思つております。

○飛鳥田委員 書面にして出されるのに一週間かかるというふうな事務態率は、一つ一つ長官の方から監督をなさる必要があるだろうと思ふ。問題は、そういうところにあるのではなくて、やはり事故の調査、こういう問題について自衛隊が専断的な調査を行なつておられるところにあるのではないだろうか。

むしろ、これは航空局長に伺いたいのですが、自衛隊機であつたら、米軍機であつたら、民間機であつたら、事故調査には当然航空局の方が参加をせらるべきじゃないか。そうしてその事態を究明するというのが、被害を受けた国民——被害を受ける場合が多うございまして、被害を受けた国民に対して納得をいかにせざるゆへんでもあるし、それからまた、将来航空管制、あるいは航空というものについて集中的なコントロールをなさるあなたのごころで、たとい自衛隊機であつたら、いかなる原因に基づいて事故が発生した

のかということをお自分たちが直接タッチして調べてみるということには、私は重要じゃないだろうかと思うわけですが、ところが、今までの事例を見ますと、自衛隊の事故は、自衛隊の中だけで事故調査会を作って調べてしまふ。米軍の場合にも米軍だけで調べてしまふ。こういうことで、航空局というものはほとんど関与がなすっていらつしやらない。私は、これはあやまちじゃないだろうかと思うのですが、どうでしょう。

○今井(榮)政府委員 先生の御意見も一つの考え方だと思いますが、現在日本の航空法の建前から申しますと、先生も御承知のように、航空法の百三十二条の事故調査権というものは、自衛隊機につきましては適用が除外されております。従いまして、私もさういいたしましては、自衛隊機だけの純粋の事故につきましては、航空局に事故調査権がないというのが現在の法律の建前になっております。しかし、こういった立法がなされた趣旨について考えますと、現在一般民間機と軍用機との間には、機種あるいは飛行の態様等にも非常な相違がございます。また、機体の検査あるいは乗員の試験というふうなものにつきましても、自衛隊の検査あるいは試験というふうなものが、航空局と全く違った制度、あるいはまた実態にある程度なっておるのではないかと、いろいろなことも考えられるわけでございます。従いまして、現在の航空局の機体検査あるいはまた乗員試験というふうなものの担当官が、直ちに軍用機の事故の調査が十分やり得るかどうかがというふうな面について、多少の問題があるのではないかと思います。

それからまた、現在航空機の事故につきまして、さらにそれが自衛隊機である場合でも、また米軍機である場合でも、日本の一般民間航空機との衝突あるいはそれとの関連における事故というふうなものにつきましても、現在共同調査を行なつておる。その事故の原因について、両者が緊密に連携を保ちながら共同に調査しておるというのが実情でございます。おっしゃいますように、自衛隊機プロパーの事故については関与できないという建前になっております。

○飛鳥田委員 今の法律の状態は私も知っております。しかし、当然参加をなすつてお調べになることがむしろ理想的なんじゃないかということをおっしゃるわけではございません。私はアメリカのトランスポート・エーションと称する法律を調べてみますと、やはり軍用機の事故といえども、行政官がその事故調査に關与し得る規定があるわけですから、御存じだろうと思ひますが、さういふ規定がアメリカでさへあるわけですから、日本では、軍用機に關しては一切一般行政官はシャット・アウト、これではほんとうの航空局としての管制ができないのじゃないか、この私は考へて、当然さういふことを要求なさる必要があるのじゃないか。そしてまた、かりに法律上自衛隊の専断になつておつても、自衛隊の方もまた、事故が起つたときには、任意にあなたの方の方に参加を求めて、事故調査をフェアにやられる必要があるのじゃないだろうか、この私は思つてゐるわけです。こういう点について、自衛隊の方で、事故が起つたときに、

航空局の人の参加を求めてフェアに事故調査をなさる、こういうふうなことを今後おやりになる気持があるかどうか、外国には法律的にもさうすでにその例があるのですから、いかがでしょう。

○藤枝國務大臣 飛鳥田さんのおっしゃる御意見はわかるのでございますが、現在の法律の建前はさうなつておりませんし、また、航空局の機構、その他いろいろなこととございませうか存じませんが、しかし、おっしゃる趣旨を生かす意味における今後の研究は十分いたしたいと思ひます。

○飛鳥田委員 さういふことをなさらないから、事故が起つた、おれたちのところで調べればいいのだという考え方だから、フライト・プランの通告もしてない。さういふところから出てくる気のゆるみにこれがなるわけですから、また、事故が起つても、事故報告といふものを、一週間もたつて、もう気のきいたお化けなら引込んでしまふところになる。さういふ現行法上における弊害する出てくるわけですから、さういふ意味で、今度の小田原の事故はかなり重要ではないだろうか。何か自衛隊という特権の上にあぐらをかいてる気配がここにはつきり見える。さういふものが、何となしに被害を受けた小田原の人々の納得を得られない原因になつてゐるわけですね。

そのほか、いろいろなことをこの問題にからんで申し上げてみたいと思ひますが、時間もありませんから、次の問題に移ります。

同様なことは藤沢で起りました。これは調達庁長官に伺うのであります。が、藤沢で一月二十七日午後二時十七

分ごろ、ジェット機の音速突破時に生ずる衝撃波によつて、非常に広範な被害が生じたわけですね。この問題について、米軍の方にあなたの方から強硬な抗議を申し込まれたということについては、私たちが感謝をするのにやぶさかではありません。その点は感謝をいたしますが、これについて米軍は何と言つてきたのですか。

○林(一)政府委員 今先生からお話しの通りに、米側に對しては、三十一日に調達庁長官名をもつて、この事故原因の究明、そして今後このような事故の再発を防止するために適切な方法をとりよるに、嚴重に申し入れを行なつたのであります。その申し入れに對しまして、文書をもちまして、在日米軍司令官から、遺憾の意を表するとともに、今後このような事故を防止するための指令を各基地司令官に發出した、また、日本人及びその財産に損害をもたらすような行為を回避するためにあらゆる努力を払うという旨の回答をよこしております。このような事故が起つたのは、たまたま仰せの通り、音速でもって低空を飛行したということが原因でございます。そのために衝撃波が起つて、相当多数の民家の窓ガラスが破れ、その他電灯が破壊したというふうな事態が起つたのであります。米軍に對しては、かねがね、このような低空飛行をするというところについては、できるだけ市街地の上空におけるこのような飛行は避けるように申し入れをいたしておいたのでございます。さらにこの事故が起つたことも、ただいま申し上げたような点につきまして申し入れをいたしたのでございます。その回

答がただいま申し上げましたような点でございます。

○飛鳥田委員 航空局長に伺いたいのですが、一体これは、あなたが専門家であられるかどうか私わかりませんが、航空局長であられるので向うのすけれども、衝撃波が地上にこれほど大きな影響を及ぼす、さういふことは、水平飛行をやつてゐるときに、音速以下から音速に移る、いわゆる音の壁を越すときに起るものでしょうか。普通私たちは、この衝撃波というものゝが水平飛行をやつながら起つた場合に、地上に影響の及ぶという例をあまり知らないわけですが、いかがですか。

○海原政府委員 私専門家でございませぬけれども、一応書物で知つたところによりますと、水平飛行の場合にもダイビングをする場合にも両方ございします。水平飛行の場合にいたしましては、先般、かれこれ二カ月前と思ひましたが、アメリカでB47かB57が四時間の世界記録と申しますか、音速をして、あのときに、通過後におきましていろいろと衝撃波による人家のガラスその他の破壊が起りました。この例を見てもわかりますように、これはその飛行機が飛びます地表からの高度の關係、速度の關係、そのときの氣象條件、たとえば晴れてゐる場合あるいは曇つてゐる場合、そのときによりまして衝撃波が起る。いろいろな状況が違つて参りますから、一がいには申せませんが、水平飛行の場合にも、ダイビングすると申しますか、突つ込みます場合にも両方ございします。

○飛鳥田委員 水平飛行で衝撃波が起りました場合には、それが人家、い

わゆる地上に影響を及ぼす場合というものは、かなり高度の低い場合だと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○海軍政府委員 その通りでございます。この米軍の場合にも、私の記憶に誤りがなければ、一応高度五万フィート以下では飛んではいけないことになっておると思えます。何分にもスピードが早かったために、かつ、先ほど申しましたように、気象条件がそういう衝撃波を起こしますのに容易な状況だったために、思わぬ衝撃波が起りました。今後そういう水平飛行の場合には、さらにいろいろな条件を検討する、こういうことが新聞に伝えられております。

○飛鳥田委員 防衛局長と林さんのお話でよくわかりましたが、低空で飛んではならぬ、こういうふうに米軍に申し入れをなすつていらつしやる、こういうことです。そこで、航空局長に伺いたいのですが、エアリアル・ブロックという通報がしほば米軍からあなたの方へ来るはずで、一日〇・八件ぐらい平均して来るというお話ですが、ありますか。

○今井(榮)政府委員 先生のおっしゃったいわゆるブロック・アルチチュード・ブロックと申しますか、一定の空間を限りまして、その空間における一定の時間における飛行を禁止するといふような措置は、きわめて短い時間でございますが、大体月に二十四、五回ございますから、おつしやる通りだと思えます。

○飛鳥田委員 結局エアリアル・ブロックという通報が参りますと、そのエアリアル・ブロックの中を米軍機が飛ぶということになるわけですね。

○今井(榮)政府委員 こちらが一応承認しました時間、空間の間を飛ぶ、こういうことになるわけでありませう。

○飛鳥田委員 その結果は、承認をいたしますと、他の飛行機をその中に入れないということになるわけですか。

○今井(榮)政府委員 おつしやる通りでございます。

○飛鳥田委員 ところが、このエアリアル・ブロックの通報というのがしほば参りますのに、普通の場合に一万フィート以上あるいは四千フィート以下というふうにあなたの方で指定をなさつていらつしやる、こういうふうに向うのですが、いかがですか。一万フィートから四千フィートの間は他の飛行機が飛ぶので、これから上に設定をしてやる、これから下に設定をしてやる、こういうことになつておると何うのようですが、いかがですか。

○今井(榮)政府委員 特に高度によつて指定するということではなくて、航空交通の現状によりまして、非常に交通の少ないところを指定するといふふうに設定をいたしております。従いまして、そういうふうな要求がありました場合には、それを拒否する例があるわけでございます。

○飛鳥田委員 承認する例もあるのでしよう。

○今井(榮)政府委員 そういうことでございます。

○飛鳥田委員 そういたしますと、林さんの方は低空で飛んじやいかぬと言ひ、そしてまた、海軍防衛局長の方は高々度だけだとおつしやていながら、現実にはアメリカに対して四千フィート以下で飛べという指定をしているわけですが、そんなばかな話がありますか。

か。これじゃ米軍の方だつて、どつちにしていいかわからぬじやないでしようか。困るのは米軍の方ですよ。林さんの調達の方からは、低空飛行をやつちや困ると言われ、航空局の方からは、一万フィート以上か四千フィート以下というふうにあなたの方で指定をなさつていらつしやる、これを飛ばざるを得ないでしよう。僕はこういうところに問題があると思ふのです。

○今井(榮)政府委員 補足して説明いたしますが、四千フィート以下をかりにアルチチュード・ブロックとして指定します場合に、先ほど先生が御指摘のよう非常に高速なジェット機等につきまして、そういう高度のブロックを指定するといふことは全然考えておりません。たとえば無線機が故障して飛行する飛行機に対する他機の接近を避けるためというふうな場合には、そういう低高度を指定することもございしますが、通常いわゆるハイ・スピードのジェット機に対して、そういうふうな低高度の区域を指定するといふことは全然やつたことにはございせん。

○飛鳥田委員 普通飛行機が飛んでいゝ場合なら、無線機が故障した場合とかなんとかいふ話はわかりますが、エアリアル・ブロックというものは、空輸の訓練の場合とか、あるいは演習の場合に要求が出てくるのじやないですか。これは、そういうふうにあなたと合同委員会なり何なりで約束がついておるはずですよ。

○今井(榮)政府委員 おつしやる通りでございますが、その場合に航空局がアルチチュードをブロックする場合に、常にその飛行機の性能なり機種と

いうものによつて適否を判断するわけでございます。従いまして、非常に高速なジェット機に対し低高度のブロックを割り当てるといふふうなことは、全然やつたケースはございせん。

○飛鳥田委員 そういたしますと、この廉沢でジェット機の衝撃音が出ましたときには、米軍は明らかにあなたの方で指定なさつたエアリアル・ブロックに違反して飛んでおつたということになりますね。

○今井(榮)政府委員 その点につきましては、その当該機の飛行につきましてアルチチュード・ブロックの請求があつたかどうか、現在私は資料がございせんが、あるいはそういうふうな御請求はなかつたのじやないかといふふうな気もいたす次第でございます。

○飛鳥田委員 そうすると、エアリアル・ブロックの請求なしで、基地以外、いわゆる民家の上空で米軍機が訓練をするといふことはどうなんでしょうか。

○今井(榮)政府委員 航空局の立場といたしましては、先ほども申し上げましたように、計器飛行の場合にはフライト・プランは常にセンターに提示されまして、それによつて高度の指示、速度等についての指示は与えられるわけでございますが、有視界飛行のフライト・プランが提示されませんでした場合には、その有視界飛行計画に従つてその飛行機が飛ぶといふことでございます。

○飛鳥田委員 はなはだ無礼な言い方

ですが、アメリカの三角翼型のジェット戦闘機で、見た人はF108Aデルタ・ダートじやないかと言つてゐるので、これは僕も、僕自身見たわけじやありませんからわかりません。ある見た人はF4H-1ファントム2型じやないかと言つておられますが、いずれにしてもけっこうです。いずれにしても非常に高速な飛行機です。これを有視界飛行だなんておつしやる方が、少し航空局長としておかしくないでしようか。私はそんな皮肉っぽいことを申し上げるつもりはないのですが、しかも、衝撃波が現実に出ている。そうすると、音速を越したといふことが明らかになるわけですね。F108Aデルタ・ダートとか、その他の種類の飛行機が、音速を越して衝撃波を発生するような飛び方をしているものが有視界飛行といふのは、どうも僕らのようにならうとは納得できないのですが、どうでしようか。

○今井(榮)政府委員 おつしやる通りでございますが、先ほど私がお答え申し上げました通り、航空機の非常な高速化に対応いたしまして、たとえば高度管制であるとか、あるいはまた低高度におきまして、一定のブロックについては全面管制を実施するといふふうなことを現在検討いたしておる状況でございます。ただいまの法制のもとにおきましては、一応計器飛行あるいは有視界飛行という区分によつてその飛行の計画がなされ、またその指示をしておるといふのが現状でございます。

○飛鳥田委員 これは有視界飛行であるか、計器飛行であるかは、向こうの届け出をそのまゝめくらでのみ込んでしまふのじやなくて、あなたの方であ

る程度の判断をなさる権利があるのじゃないですか。かりにロッキードF104Jが有視界飛行をやりますと言つてきても、あなたの方ではそれは有視界飛行じゃないではないですか、計器飛行じゃないですかとおっしゃる権利はないのですか、私は航空局にはその判断の権利があると思うのです。従つて、そのフライト・プランの出し直しをあなたの方で要求なさる権利権限は、航空法に基づいて私はあると思うのですが、ただ、何でも向こうから持つてくれば、その持つてきたものをめくらのみ込み込み込んでしまわなくてはならないのですか。それはどうでしょう。

○今井(衆)政府委員 実質的には先生のおっしゃる点は非常によくわかるのでありますが、現在の制度の建前としては、有視界飛行というものは、要するに、航空機の操縦士自体の責任において飛ぶという制度でございます。それが非常に高速になるということによって、有視界で飛べることがはたして適当かどうかという問題になつて参りますと、今度はその飛行機の飛行する区域そのものについて管制権を実施するといふふな方面でこの問題を考へていかなければならぬ、こういうことになるわけでございます。従ひまして、今後の問題といたしましては、管制区域を拡大するといふふな方向で問題を考えていく必要があるのじゃないか、かように考える次第でございます。

○飛鳥田委員 御研究中だといふのですから、私はあまりしつこくは申し上げませんが、どうも今申し上げたように、みんな違ひのじゃないですか。

もつと自衛隊も米軍も——米軍に関しては調達庁、それからあなた方がきちつと御相談になつて、一つ日本の航空の大元締めとしてのあなたの方で、権威のある統制をしていただきたい。そうでありまふと、さつき申し上げように、米軍は米軍で勝手なことをやる、自衛隊は自衛隊で勝手なことを現にやつてゐる。そして被害がたふさん出ているのです。私たちは事故調査に関与できませんから、どうしてその事故が起つたかは、藤枝さんのおっしゃるのを、はい、さうでございます。すかと信ずるほかに仕方がないので、それから、それじゃ困るのです。はなはだ失礼ですが、あなたの方でもつと権威を持つてきつと統制をしていただくように、一つ御研究の方向を進めていただきたい、こう思います。

そこで、私は林さんに伺いたいのですが、この場合、エアリアル・ブロックの通達が出ていなかったのじゃないか、調べてみなければわからないけれども、航空局長はおっしゃるのです、エアリアル・ブロックの通達がないのに、今申し上げたように、高速度の飛行機がダイビングをやつたり、急上昇をやつたりを市街地の上でやる、そこでこういうことになつた。これについて何か文句を申し込まれたのですか。

○林(一)政府委員 御承知のように、米軍機の飛行につきましましては、航空管制につきましましては航空法が適用になるわけでありまふ。従ひまして、航空法の手続によつて、事前に運輸省に通報しなければならぬといふことは聞いております。それに基づいてあつて

で飛行した、こういうふうに私も考へております。

○飛鳥田委員 また航空局長に伺つて申しわけないのですが、航空法八十五条がなぞ米軍機に適用除外になつてゐるのか、僕はどうしてもあれが納得できないのです。申し上げまふ。八十五条は、「航空機は、運航上の必要がないのに低空で飛行を行い、高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦してはならない。」と書いてあるのです。なぜそれが適用できないのか。

○今井(衆)政府委員 これは、私も立法趣旨についてはもつと研究する必要があるのでございますが、私どもの通常の考え方では申し上げます、こういうふうなことは、通常の民間航空については非常に危険な飛び方でございます。従ひまして、八十五条によりまして、こういうふうな方法で操縦してはならないといふ規定があるわけでございますが、自衛隊機そのものにつきましては、本来戦闘のための航空機であるから私も考へております。そういつたために、その訓練について、民間機の通常の飛行のやり方といふふうなものは適用除外することが適当ではないか。ことに低空飛行であるとか、あるいはダイビングであるとかいうようなことについては、本来さういふことを訓練の一つの項目として加えておるので、そういう種類の飛行機であるから八十五条の適用を除外してゐるのではないか、かように考える次第であります。

○飛鳥田委員 それは横道でしたが、林さんに伺ひますが、海上の空中演習で飛行した、こういうふうに私も考へております。

場とか、あるいは陸上にかかる場合でも、空中演習場を設定いたしますのは、閣議決定を経るのじゃないでしょうか。

○林(一)政府委員 この区域を設定する場合においては、閣議決定を経て合同委員会の合意を得ることになっております。

○草野委員長代理 防衛局長が、今調査ができたから報告しておきたいといふことです。

○海軍政府委員 先ほどの四機の場合、フライト・プランを出したかどうか調査いたしましたところが、実はフライト・プランという言葉の意味でございますが、先ほど私が御説明いたしました、F86F、F86Dでも、有視界飛行で飛ぶ場合にはあらかじめフライト・プランを提出して、それに従つて許可を得たと申しますか、それに従つて飛んでおります、こういうことを申し上げたのであります。有視界飛行の場合には、先ほどいろいろ御意見がございましたが、現状におきましては、そのプランを出しまして、それに従つて飛べばよいことになつておる。従つて、許可といふことはございせん。さうして問題の四機の場合も、区域の管制塔を通じて、有視界飛行のフライト・プランは提出いたしてございませう。入間のフライト・サービス・センターにそれが届けられております。それに従つて飛んでおりましたもので、あらかじめ許可を得るとか得ないといふことは、これは直接関係ございませう。計器飛行の場合と有視界飛行の場合と、私混同して御説明して申しわけないと思ひます。フライト・プランといひましては、一応有視界飛行の場合の手続を完了しております。この点御報告いたします。

○飛鳥田委員 エアリアル・ブロックといふのも、現実には一定区域を限つて日本の飛行機その他の飛行機の出入を禁じ、さうしてその中における空輸の訓練あるいは演習、こういうことをやるようになってゐるわけですか。だとすれば、これは一種の基地——基地と言つて悪ければ、区域の設定じゃないだらうか。ただ、それが時間的に短いというだけであつて、海上演習場の設定その他と少しも変わらないのじゃないだらうか。法律的な性質から言へば、こう思ふのですが、何かそこに法律上の性質で違ひ部分があります。

○林(一)政府委員 米軍機の戦術訓練、演習等の地域としましては、先ほど申し上げましたように、合同委員会の合意を得まして指定をするということになつております。その指定区域内において、戦術訓練、演習をやるといふ建前になつておるわけですか。エアリアル・ブロックといふのは、これは多分に一時的な使用区域だ、こういうふうにか考へております。その点において、ただいま申し上げましたような合同委員会の決定による指定区域とは違ひものとして考へております。

○飛鳥田委員 時間的なものであらうと一時的なものであらうと、それが排他的な使用を設定するといふ点においては、少しも違ひないのじゃないだらうか。しかも、そのエアリアル・ブロックといふ通報が、米軍から航空局に一日に〇・七件くらいくる。先ほどのお話によりますと、一カ月に二十四件くらいあるといふのです。そうすると、日本じゅうの空は始終エアリア

ル・ブロックが設定されておるといふことになって、考えてみますと、日本の上空はほとんど米軍の演習場になっているということなんです。これを外して、米軍から無電あるいは電話で通報がくるそうです。それだけで設定しちゃうのです。そんなばかなことを調達庁はなぜ黙っていらつしやるのですか。ずいぶんおかしいと思いませんか。あなたでも、あなたでもというのか、あなたでも、あなたでもというのか、あなたでも、あなたでも、あなたでもは無礼ですが、そういう關係に携わってなれていらつしやるあなたでも、おかしいとお思いになりませんか。僕もこのエアリアル・ブロックという話を聞いて、がく然としたわけです。何だ、それじゃ、日本の基地がだんだん少なくなっていくていると思いきや、実は全部基地なんだというので、びっくりしたり、げっそりしたりしたのですよ。なるほど、一つのエアリアル・ブロックは三時間か五時間、あるいは十時間であるかもしれない。しかし、そういうものが次々と一カ月に二十四件も設定されていくとすれば、事実上日本の上空は全部エアリアル・ブロックだと言わないわけにいかないじゃないですか。こういうことについて、一体今まで調達庁はどういう態度をおとりになっているらつしやったのか。米軍の方から無電ないし電話で航空局にちよつと一本通知があれば、それでいいのか、こういうことにならざるを得ないわけです。

○林(二)政府委員 先ほども申しましたように、米軍の戦闘地域は、地位協定によりまして提供しているわけでございます。従いまして、当方の関知しておるところでは、米軍の戦闘訓練は

いうふうにしたというのをこれらの人々にきちつと通報してやっていただきたい。被害に対する弁償の態度について、非常に林さんの御尽力をいただいていたということは、僕もわかってます。ですが、同時に、そりうかつことについてきちつとしていただきませんとみんな納得いたしません。エアリアル・ブロックの問題については、あらためてまたあなたの方で御研究をいただいたあとで申し上げます。

そこで、第三の問題として八丈島の  
問題ですが、何かロランCという基地  
を設定するということでありますが、  
これについて二十二日までに調査を終  
わって、あとは米軍が使用するかどう  
かをきめるべき時期にきている、こう  
いうふうに現地に対して調達庁で御説  
明になったそうですが、米軍が使用す  
るかどうかもうきめましたか。

を非常に現地の方々がやつていらっしやるそうですが、そういうことはなない、あるいはそういうことをやらせなさいというお話を一つ聞かしていただきたいと思ひます。

○林(一)政府委員　お説の通り、町道にいくを計十一本打ち込んだ。これは十分測量のために必要であつたので、十分にそいうような点に心を配らず、うかつに打ち込んだわけであります。あとで悪い点に気がつきまして、さつそくそのくいは全部抜きまして、跡の穴は埋めまして原状回復はいたしておきました。ただ、地元の係官がどういふようなことを言つたかといふようなことににつきましては、実は詳細には存じておりませんが、今後地元の方々の気持もよく察して、十分にそいう点について注意をするように嚴重なる注意を与えておきました。

○飛鳥田委員　その測量は、米軍が一緒になって測量したそうですが、そんなことがありますか。

○林（一）政府委員　今度の測量は米軍が主体でございまして、測量は米軍が主としてやっておるということです。

○飛島田委員　やはりこれは調達庁がなさって、その結果を米軍に報告なさるという形が至当なのではないでしょうか。いきなり米軍が調査をするというのは、どういう権限に基づくのですか。

○飛鳥田委員 これについて、測量の  
くいを町道に打ってしまったり、ある  
いはそれを抜くという要求をした人に  
対しては、公務執行妨害だからお前名  
前を言えだとか、そういういやがらせ  
をやるってあるというところでござい  
ます。

○林(一)政府委員 権限の法律的な根拠というようなことは、ちよつと私申し上げられませんが、もちろん、米軍と日本の調達庁の係官も立ち合つて調査をいたして、おるのであります。その調査事項と申しますのは、あそここの土

質がどうであるとか、あるいは高低がどうなっているかという点、すべてにわたって調査をするということでは、できるだけ地元の気持をそこなわれないようにやるということ、米軍の方にも強く言っておりますし、もちろん調達庁の職員にも強く注意を与えております。

○飛鳥田委員 提供することをきめちゃつたあとで、引き渡し後に米軍が測量するのは、これは現行法でもやむを得ないかもしれません。しかし、提供するかしないかきめてない、まだその土地所有者が納得をしていない、その土地に米軍が来て調査するなんというのは、これは屈辱ものじゃないでしょうか。僕は、その法律上の根拠はわからぬがとおつしの理由が、ちよつとわからないのですが……。

○林（一）政府委員 この立ち入り調査につきましては、米側から合同委員会を通じて要求がありました。合同委員会の合意によって立ち入りを認めたわけでございます。もちろん、立ち入り調査につきましては、先ほど申しましたように、米軍ばかりがやるということこ

とはなく、日米協力して調査をやる  
というところでございます。

〔草野委員長代理退席、委員長着席〕

○飛鳥田委員 合同委員会がきめれば  
何でもできるのですか。私はそんなこ

とはいふと思うのです。合同委員会がおきめになつても、それは日本の政府とアメリカ政府の話し合いだけで、日本の国民には関係ないですよ。ここで議論したつて仕方がないですから、そういうことを今後なさるぬようにお願い

いしたいと思うのですが、どうでしょうか。やはり都合が悪ければ米軍に測量させますか。

○林(一)政府委員　ただいま申しましたように、合同委員会の決定によりまして立ち入り調査を認めたのでございしますが、立ち入り調査をするにつきましては日米共同でやる。しかも、立ち入る場合においては、地元の御協力を得て、御承諾を得た土地に限って入

る、町道もなるべく避けて県道を通  
て入るというように、承諾を得ない方  
方の土地には一歩も入らないようにい  
たしております。そういう点は、十分  
土地所有権を尊重しまして、地元の人  
の御協力を得てやっておる次第でござ  
います。

○飛田田委員 現に町道にくいを打っ  
たじゃないですか。立ち入らないよう  
にというて、入らないでくいが打てる

のですか。僕はそういう幽霊みたいな話はいやですよ。私もここであなたをやつつける意味じゃなしに、そういうことを今後やらないようにと申し上げているので、今後やはり必要があればおやりになるおつもりですか。

○林（一）政府委員　ただいま申しまし

たように、町道にくいを打ったのはまことにうかつなことでございます、その点はあやまちを改めて、さつそくくいを全部打ち抜きまして、あと原状回復をいたしておいたでございますが、(草野委員)「くいをあとに残さぬ

ようにやれ」と呼ぶ。その他の点についても、このような不注意な点のないように十分注意してやるように、厳重なる注意を与えておられます。

○飛鳥田委員　今草野さんの不規則発言によると、くいを残さぬようにやれ

とおっしゃるのですが、全くあとで問題が起きないように、ほんとうに悔いを残さないようにやっていく必要があるのじゃないでしょうか。そこで、八丈島でも反対の人もなくさんおるわけです。そういう人に対して、今後強権を振りかざしたりしてお進めになるおつもりですか、それともあくまでも話し合いでやるおつもりか、それを一つ伺っておきたいと思います。

○林（一）政府委員 このような地元の方々に相当関係のある仕事でございまして、十分地元の方々の御理解、御協力を得て話を進めていくつもりでございませう。

○飛田田委員 八丈島の問題については、きのう大柴君も質問をされたそうですが、私は以上で終わりますけれども、でも、最後に、実はこの前の予算委員会であちよつと私同つた、草木にありま

したJTAGと申しますが、米軍技術顧問団について、少し外務省の方に伺いたいと思いますが、この米軍顧問団は解散になり、その存在を消したわけですか。しかし、その解散になります際に、そこに勤めておりました人々は、そのまま解雇になって、退職手当も出

ず、何も出ず終わってしまいました。私たちは、この技術顧問団という団が、米軍であるとはとうてい考えられなかった。やはり軍以外の機関であると考えないわけにいかなかったわけですが、この点についてどのような御調査

が行なわれたか、聞かせていただきたい  
と思います。

○高橋説明員　ただいま飛鳥田先生の  
御指摘になりました点は、前にこの問  
題が国会で持ち出されましたときに、  
あれは米軍であるかどうかという御質

問がございました。そのときに、直ちに米軍にこの点は確認をいたしました結果もございしますが、それによりまして、JTAG、連合技術顧問団と申しますのは、当時お答えしておりましたけれども、在日米軍の司令部に付属をしておるものであって、兵站補給任務に服しておる。それがただいま御指摘になりましたように、昨年の一、二日に解散をした、こういうふうに思っております。

○飛鳥田委員 この問題について、こまかいことを申し上げている時間がないのですが、軍でなかった証拠に、いろいろな労働者の使用について、労働協約みたいな就業規則のようなものを作つて、厚木の監督署に届け出たり、その他のことをやっているわけですが、もし軍ならば、そんなことをやっている必要はないわけですが。そういう点で、私たちはこれが軍の一部であるとは考えられませんが、また、軍の一部だとすれば大へんなことです。課報機関を軍の一部としてやっておられたという点について、われわれは納得できなくなつてくる。そういう点で、民間のものだと私たちは考えて、ここに働いている人たちの退職金なり何なりの点をいろいろあなたの方で御配慮をいただいているわけですが、そのことについてどうなっているのでしょうか。

○高橋説明員 お答えいたします。ただいま先生が御指摘になりました点で、お言葉をお返すようでございますが、情報活動に従事しておつたものが軍の機関であるはずがないということとでございしますが、その点につきましては、毎々たびたび答弁してあると存じますけれども、その通りに、これは

米軍に確かめた結果もそうでございますが、情報活動に従事しておつた、それは行なつていないということがはつきりわかつております。米側の申しすには、あれは兵站補給任務で、物資の貯蔵とか荷作りとか輸送、そういうものに従事しておつたのだというところでございします。それが第一点。

第二点の、退職金を支払われなかつたのだけれども、それに対してどういう措置がなされておるかということにつきましては、これは飛鳥田先生十分御案内の通りに、昭和三十三年に厚木の労働基準監督署に対して、当時雇用されておりました労働者約二百数十名でございしますが、そういう人たちの大多数と申しますが、ほとんど九〇の賛成を得た就業規則が届け出られております。それは、日本の国内法に違反してないというところは確かに認済みであります。米軍であればそういう就業規則を出さないでいいではないかという御指摘がございましたけれども、これは御指摘の通りに、たゞいま調達庁の方でやっておりますいわゆる間接雇用の労働者につきましては、確かに就業規則というものは届け出はしてないと思ひます。これは、先日来、そういう間接雇用労働者に対しては、就業規則を適用すべきではないかと申ししますが、それを作るべきであるというこの御指摘がございましたが、それに対しては、あれは米軍の労働担当官と調達庁の長官との間で労働基本契約というものができておるので、それがすなわち就業規則と同じことである、労働者には周知徹底をされておるといふうな経緯から、間接雇

用労働者に対しては、従来就業規則というものが届け出られてなかつたというふうには私は了解しておりました。本件につきましては、就業規則というものが届け出られておつて、その中には、御存じのように退職金の規定というものがない。アメリカ側に対しては、例のJTAGの解散にあたりまして、就業規則には規定がないけれども、何とかしてこれはないかという話を、公然というところではなしに、一つ考えてくれないうちの気持ちで申しつたのでございしますけれども、米軍としておる就業規則には退職金の規定がないのだということ、遺憾ながら支払うことができないという返答を得ております。従ひまして、その後は、日本側でできるだけのこと、離職者の対策とか、それから就職あっせん、その他労働者のことにわたりまして、たとえば労働省の方から出向きまして、現地で転業のあっせんをするというふうな、できる限りのことをやっておると承知しております。

○飛鳥田委員 米軍で現実に就業規則を労基法に基づいて労働基準監督署に提出をした例というのは、ここ以外にはほかにありますか。

○高橋説明員 お答えいたします。間接雇用の例では、先ほど申し上げました通りに、やっていないというところとでございしますが、直接雇用、これはちよつと例外的でございまして、直接雇用の例は、これ以外にはない。米軍に当時照会をいたしました確かめした結果、これは例外的なものであるが、残つておつたということとでございします。従ひまして、これ以外に直接雇

用で就業規則を出しておるものがあるかというお問いに對しましては、ないというふうに思ひます。

○飛鳥田委員 やはりそのことが、そのグループの所屬を明確に物語つておるのじゃないだろうか。これは軍の一部でないからこそ、こういう就業規則の届け出をきちつとしておるわけですか。私たちはそうとは思ひません。ですから、これは軍の一部ではない、これと考えていくのが当然であると私は考へますが、その点について、なぜ君の方ではこういう届け出をしたのだ、というふうにあなたの方が反論をなすつて、向こうの意見を聞いてごらんになつたことがあるのですか。

○高橋説明員 これは先ほどちよつと触れましたけれども、労働者が二百四十数名おられたわけでございますが、その労働者と米側とが話をした結果、労働者がこれではよろしいというところ、就業規則が制定され、それで届け出たというように承知をしております。従ひまして、米軍とJTAGで働いておられた方々との間の話し合いで、納得すくでできた、こういうふうな承知をしております。

○飛鳥田委員 軍の一部なら、そういうものは適用除外されておるのですから、何も届け出する必要はないのじゃないか。幾ら納得すくだからといって、それじゃほかでも納得すくならばみんな届け出ることになるのですか、ずいぶんおかしい話じゃないかという気がするのです。

○高橋説明員 これも飛鳥田先生十分御存じのこととは思ひますけれども、地位協定の十二条の五には、日本の例に従うということが書いてございまして、従ひまして、これは労働法の何条だか忘れましてけれども、そこで、すべて就業規則その他は届け出るべきだということ規定されておるわけでございます。

○飛鳥田委員 今まで米軍は、日本の労働法規を守らないので有名なんです。地労委なり中労委なりで米軍を呼び出したつて、本来ならば出てこなければならぬ責任があるのですが、出てこない。そのために非常に困つておる。それからまた解雇された者が訴訟をやつて、その解雇無効であるという判決を得ているにもかかわらず、米軍は戻さない。当然日本の判決を尊重して、解雇無効である以上、原職に復帰させることは、日本に駐留している以上当然なんです。ところが、それさえもやらない。まだあげていけば百も二百もあるのです。隣に林さんがいらつしやるから、聞いてごらんない。日本の法規を無視し切つておる人が、この部分だけについてちよつと法規を守つたという話なんか、あなたそのまま聞いていらつしやるのか。もし聞いていらつしやるを得ないと思ひます。と常識を疑わざるを得ないと思ひます。外務省にはなほ失礼ですが、やはりこのことが、逆に彼らが、自分たちが軍でないといふことを自分で白している非常に強い証拠じゃないだろうか、こゝろ私は考えるわけです。いづれにせよ、その点について、きょうは時間がありませんから、いずれ他の事例をあげてゆつくり申し上げてみたいと思ひますが、もし軍でないとして、しかもそういう課報的なことをやつていらつしやるおつしやつたのですが、これは幾らだつて例があ

ります。やるとすれば、これは安全保障条約に違反しているわけです。僕ら安保条約自身をもつてくれないものだと思っておりますが、それに対してすら違反していると言わざるを得ない。そういうところで動かされた労働者に対して、もつと真剣にその擁護も考えていただくようなことは当然じゃないだろうかと思うわけです。このことについて、なおもつとできるだけ交渉をしてみていただいても、もしだめなら、訴訟でも何でもこつちで起こしますから、一つあなたの方で御努力をいただけるものかどうか、その点を伺っておきたいと思ひます。

○高橋説明員 結論だけ簡単に答えたいと思います。  
今飛田先生に御指摘をいただきました点につきましては、従来も、当初問題が提起されましたから米側と交渉しておたわけでございますけれども、これは交渉すべき問題かすべからざるかというところは別にいたしました。とにかく米側と話を進めておたわけでございますが、米側の反応といましては、これは就業規則に、先ほども申し上げました通りに、退職金の規定がない、労働者の方は皆さんこれに同意をしておられるということ、それからまた、その新しい就業規則を昭和三十三年に作りまして退職金が支払われているという事例もあるということなどから、根本的には退職金という規定が就業規則にないという点で、アメリカ側はそれは払えない、それをして日本側から裁判にまで訴えてやるという性質のものであるかどうか、大へん残念でございます。

○飛田委員 林さん、こういう問題についてあなたの方にもいろいろお話が行つておると思うのですが、どうなんでしょうか。もしかりに米軍の一部だというふうな外務省の方がおっしゃるのならば、それはそれとして、また保護の方法が当然考えられていいのじゃないだろうか。何もなしにいきなりほり出されて、それでおしまいというものであつていいのだからかという感じがするのですが、いかがでしょうか。

○林(一)政府委員 JTAGが米軍の一部であるというところは、私もその前提のもとに立つて、軍とこれを話し合ひによつて供給したのでございすが、もちろんこれは直接雇用でございすが、直接雇用の場合におきましては、政府雇用でございせんので、この駐留軍関係保衛職者等臨時措置法による特別給付金の対象にもならないし、また退職金というふうな点について、支給はできないというふうなことでございす。先ほどから、就業規則を届け出たというふうなことでございすが、それにつきまして、何か駐留軍関係の政府雇用の労働者について、労働条件その他の労働管理について、法令に違反しておる点が非常にたくさんあるというふうなことでございすが、これはいろいろな見方があると思ひますが、私もそれは法令に違反しておるというふうなことはやつていないつもりでございます。御承知の通り、就業規則を労働基準局に届け出るといふことになっております。この場合も、

就業規則を作りまして、合意の上で労働基準局に届け出たと聞いております。いずれにしても、これは政府雇用でないというところに問題があるものであります。そのために、特別給付金なり退職金の支給ができないというふうなことでございす。今後外務省ともよく連絡をとりまして研究はしたい、こういうふうな考えです。

○飛田委員 もう十二時相過ぎましたので、他の皆様方に御迷惑です。から切り上げますが、ともかくこういふみなしのようなのものがあつたらこちらに出てきておるわけですから、こういうものについて、政府として相当な配慮をして、最大限の努力をしていただかないと、国民の保護という点に欠けるんじゃないだろうか。いずれあらためてJTAGの問題について全部資料をそろえて、次の国会でもお知らせしたいと思ひます。ともかくその間ここには働いた人々に対する御尽力だけは強く要請しておきたいと思ひます。以上で終わります。

○中島委員長 午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。  
午後零時十九分休憩

午後一時二十分再開  
○中島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

○山内委員 長官に、主として第二次防衛力整備計画に焦点を合わせてお聞きしておきたい。

この劈頭に「わが国内外の諸情勢の推移を見通し」と書かれておりますが、具体的にはどういふことか、それをお聞かせたい。

○藤枝国務大臣 わが国をめぐる各国等の各般の事情を将来にわたつても十分考慮をしながら、それに対処するような防衛力を整備したいという考え方でございます。

○山内委員 それでは答えにならないので、同じことだと思ひます。具体的にどういふふうな見通しをされておるか、あまり詳しくなくてもいいのですが……  
○藤枝国務大臣 そのあとに続くわけでございますが、現在の国際情勢の状況、すなわち、一方において二大勢力が核装備をいたしておる。しかしながら、その核装備というものは、それを使用することに對する抑制力とはなれ、これを使用するといふことはほとんど不可能な、いわゆる核手詰まりの状態にある。しかしながら、そういう中においても、世界の各方面に局地的な紛争が起つておる。こういう状態において、そうした局地戦以下に紛争が起り得る状態にある、こういうものを考慮に入れて防衛力を整備していくという考え方でございます。

まくいけば、世界はあげて軍縮の時代に入る。そして、どちらか将来は徹底的な全面軍備の撤廃を理想として歩むわけですね。努力されるわけですね。そういうときに、長官としては、今ご自分自衛隊の増強、強化をはかれておる。こういうときに、あなたは、この軍縮に對してどういふお考えをお持ち、たくさん自衛隊を持っておるこの始末についてはどういふ見通しをされておるか。アメリカでは、不景氣のないう軍縮、撤廃は可能だという意見もあるわけですね。その点についての長官のお考えを承りたい。

○藤枝国務大臣 御指摘のように、われわれも、有効な軍縮協定が一日も早く成立し、さらに進んでは、全面的ないわゆる恒久平和といふものが確立されることを望んでおるわけでございます。しかしながら、すでに御承知のように、現在の軍縮会議の情勢等を見ますと、われわれのこうした願望とは違つた方向に進んでおる現実も、また考えていかなければならないと存じます。将来の大きな見通しとして、軍縮協定の成立あるいは完全な軍備撤廃、こうしたものが世界を支配することを目指すことは、やはり現実の事態にございまして、それに対応するだけの用意、準備はいたさなければならぬのではなかつたかということを考へておる次第でございます。

○山内委員 その問題についてはいろいろ意見もありますが、これ以上の議論は、後日機会があつたらしくり聞かせていただくことにいたします。  
次に、これはきのうの田口委員に対する御答弁の中にもあつたわけですが、「在米型兵器の使用による局地戦

以下の侵略に対し、「と明確にこの中にうたつてあるわけです。そうしますと、この局地戦以下の侵略に対応するだけであるので、核武装などは考えていない、それは従来の政府の方針を貫き通すという言葉でたしか表現された。私も、やはりこのように情勢で核武装というのを一番おそれておるわけです。これは総理にもきょうおいでになれば一応お聞きしたいと思つて、こゝろの局戦以下に限定された第二次防衛計画であるならば、しかも、核武装しないという方針であるならば、世界じやうに對して、われわれは核武装をしないのだ、非核武装だといふことの宣言をするだけの、はつきりした態度を示すしにしないと、先ほどの全面軍縮に對してもまだ世界の大部分はそれほどもでもないといふ、私どもとは逆な見方をしておる際でもありますし、この非核武装に對しては、あな

た方の態度をもつと天下に説明する必要がある。特にこの前は、核武装も自衛のためならば持つことも憲法違反ではない、政策として持たないのだといふことの、われわれとしては非常に奇怪な答弁を總理もしておるわけであり、しかし、今第二次防衛計画の内容を聞けば、第二次五カ年計画完遂の四十年までは核武装を持つ必要もないし、絶対に持たない、そういうことをはつきりと天下に表明していただきたいと思つておる。

○藤枝國務大臣 核武装をしないといふことは、政府の一貫した方針でございます。そして、これはしばしば当國會を通じて言明をいたしたところございまして、その方針は國民の皆様の

十分御理解をいただいておりますものと私は信ずるものでございます。

第二次防衛計画につきましては、すでに御承知かと存じますが、そうした核武装をするような手段を持っていないことは当然なものでございまして、もちろん、この第二次計画の五カ年間に於いて核武装するようなことはございせん。

○山内委員 この第二次防衛計画の完遂年である四十年までは絶対に持たぬと長官は言われておるわけであり、その前に、政府の聲明は國民に浸透しておると言つておられますけれども、これは逆だと思つておる。やはり國民は非常に心配しておる。現在核実験も、今の交渉がどうなるかわかりませんが、今月の末ごろにはまたアメリカも核武装をしてくる。非常に小型化しておる核兵器は簡単に使用もできる。日本の原子力の研究も進んできた。それに、これはあとで触れますけれども、ミサイルがどんどん強化拡充されてくる中であつて、ただ議會の答弁だけでは、まだ國民は信じておられない。そういう点でもう少し、これは、私どもも、何らか有効適切な政府のそういう意圖もくんだ方法を考えたいと思つておられますけれども、この点についてもう一度念を押しておきます。

○藤枝國務大臣 國民の一部の方々に、あるいは日本も核武装をするのではないかと、あるいは危惧を持たれておる面もあることは、私も存じております。しかしながら、歴代の政府がはつきりと、國權の最高機關であります國會を通じて、核武装をしないといふことを一貫して申し上げておること

をお考えいただきますならば、われわれの意圖といふものは御理解をいただけるものと考へておる次第でございます。

○山内委員 この論議も蒸し返しになりますから、次に進むことにいたします。

第二次防衛計画作成の趣旨の第二のところに「おおむね一カ月分の弾薬等の備蓄等に重点をおくものとする。この前も何かの会合で、この「おおむね一カ月」といふ考え方について防衛庁の方に聞きました。あまりいい回答がない。しかし、局地戦にたいする、こゝろの局戦が前提になつておる。ところが、局地戦が一カ月で終わればいいのですが、それは原爆で処理をつけたらあるいは十分で処理がつくかもしれない。ところが、そういうことでは、今、今のベトナムの姿を見ても、何カ月、何年と続く、そういうことで、一カ月の備蓄といふことについては、何か理論的な、科学的な積算の方法があるのか、また、なければならぬと思つておるが、その点について……

○海軍政府委員 この第二次計画におきまして、弾薬の備蓄の基準を一応一カ月で出しましたのは、先般も御説明したと思つておるが、ともかく一カ月くらいの間は自力で持ちこたえる程度の弾薬を自衛隊において保有したい、こゝろのことでございます。今先生がおつしやいましたような非常時におきましては、当然その前提をいたしまして、いろいろ國際情勢の変化もございまして、日本国内には御案内のように弾薬の生産設備もございまして、従いまして、自衛隊に一カ月分弾薬があると

いうことは、それだけしか戦えないといふことではございせん。こゝろの弾薬の備蓄につきましては、もちろん多ければ多いほどいいわけではございせんが、そういう後方兵站關係、国内におけるそういう関連産業等の能力を考へますと、一応この程度のものは自衛隊としては保有しておきたい、そのことによつて、われわれの予期しないような非常時におきまして何ともしのげるのじゃないか、こゝろのことから、一カ月という基準をきめたわけでございます。従いまして、今後自衛隊の整備が進むに従いまして、あるいはこの数字も、二カ月程度を持つことがいふといふような判断になりますれば、そのような措置をしたい、こゝろにふりかへておられます。

○山内委員 そうすると、現在の自衛隊では何日持ちこたえるだけの自衛隊自体の備蓄があるのですか。

○海軍政府委員 現在の自衛隊の平均いたしました能力をいたしましては、やはりここに書いてありますものに近い数字のものがございまして、ただ、これも先般御説明いたしましたように、各種の間に不均衡があります。たとえばある大きな口径のたまは四十日分ある、五十日分ある、しかし、あるものにつきましては二十日分くらいしかない、こゝろにふりかへて、従来の弾薬等の入手状況に基因いたしましたでございまして、こゝろのものをきちんと整備いたしました。一応各自衛隊の現在及び将来に保有いたします火器に見合つた一カ月程度のものをもちたい、こゝろのことでございます。

○山内委員 今の防衛局長の話の中で、これはちよつと補足して長官から

もお聞きしたいと思つておるが、自衛隊自体は一カ月分くらい戦えるものを持ちたい、あとは後方の工場なり何なりに発注して、すぐそれが届けられるようにするといふのですか。その工場を持つておる。そういうことになりまして、これは政府のこゝろの軍需産業に對する基本的な考え方、問題にひつかかると思ふ。政府は必ずしも軍需産業を奨励するのじゃない、平和産業でもやつていけるのだ、そういうことは、總理もたしか何かの機会に答弁があつた。そうしますと、防衛庁は軍需産業を、すぐたまたま作れと言つたからといつて、作れるわけじゃない、平時においてこゝろの方向に向けて、いつ注文を出してもそれにこたえられて、二カ月なり三カ月なりの日本の防衛庁の注文に應ぜられる体制をこれから作りつておるのかどうか、その点の考え方について……

○藤枝國務大臣 全般論をいたしまして、できるだけ自衛隊の装備その他につきましては國産のものを使用したい。従いまして、それに應ずるような産業界の体制も作つていただくことが必要だと思つておる。しかしながら、何分にも自衛隊自体、防衛庁自体の発注いたしますようなした裝備につきましては、全体の工業の生産からいたしまして、非常にわずかなものでございまして、従いまして、むしろ、いわゆる軍需産業といふようなものでなく、一般の平和産業をやつておる工場等に対して防衛庁も発注するといふのが建前でございます。今の弾薬に限りまして、何かそういう有事の際にはすぐに弾薬ができるような工場を整備させるのかといふことでございますが、

現に弾薬を製造いたします工場はござい  
ます。先ほど防衛局長が申し上げた  
のは、そういう工場もございします  
で、自衛隊に一カ月分保有を持つてお  
れば、それでおしまいはならない  
で、さらにその工場に発注することが  
できるということを申し上げたのでご  
ざいまして、これからそういう弾薬を  
製造する工場を育成していくという意  
味はございしません。

○山内委員 それからこの第四項に参  
りまして、「情報機能を整備充実し」と  
ありますが、これを具体的に一つ御説  
明いただきたい。

○海原政府委員 ここに情報機能の整  
備充実と書いてございします意味は、具  
体的に申し上げますと、たとえば現在ア  
メリカ、イギリス、ソビエトその他の国  
に防衛駐在官が出ておりますが、こ  
ういうものの数をふやす、あるいは派  
遣先の国をさらに増加していきたいと  
いうような国際的な措置のみならず、  
国内におきましても、現在の防衛庁の  
中のいろいろな情報関係の機構という  
ものをさらに検討いたしまして、整備  
する面が多々ございしますので、そうい  
う機能の面を今後十分に充実してい  
きたい、こういうことを端的に「情報  
機能を整備充実」ということで表わし  
たのでございします。

○山内委員 その次に、災害救援、公  
共事業への協力並びに自衛隊のいろい  
ろな努力の方向がうたわれておるわけ  
ですが、この第二次防衛計画の中で、  
公共事業は将来の規模はどれくらいに  
する構想で今お考えになつておるの  
か、その点を伺いたい。

○藤枝国務大臣 特にどれだけのもの  
をやるといふ計算は持つてございま

せん。実は部外協力工事と申します  
か、これについては非常にお申し込み  
は多いのでございしますが、ただ、そう  
いう部外の協力のことでございします  
が、一カ所に集中したりなどしないよ  
うに、また、これが民衆の圧迫になつ  
てもいけませんので、そういうような  
点を考へて、できるだけ地方の御希望  
に應ずるようになつておられますが、  
特に目標をどれだけというふうなもの  
を防衛計画の中で定めておられるわけ  
はございしません。

○山内委員 長官も御存じと思いま  
すけれども、公共事業というのはいろ  
んな目的がありましますけれども、特  
にこれは失業対策事業として、国も地方  
も非常に重点的な施策として、ここに  
は何人、何%の失業者を吸収せよとい  
う法的な縛り方があるわけですが、そ  
ういふことで、自衛隊は喜ばれるから  
というので、どんな公共事業のこうい  
う失業対策事業の任務というものに進  
出すると、ここにも問題が一つ出てく  
ると思ひます。こういう点についての  
御配慮をどういうふうになされてお  
りますか。

○藤枝国務大臣 ただいま申しますよ  
うに、これはできるだけ御便宜をはか  
るべきであります。一面において民  
衆の圧迫になつてはならぬ。また、た  
だいま御指摘のような失業対策事業等  
によつて行なわれようとするものに食  
ひ込むということになりますと、これは  
一方の失業対策に非常な支障を来たす  
わけではございします。従ひまして、そ  
ういふ配慮をしつつ、部外から地方公共  
団体等の御要求に應ずるようになつて  
おります。

○山内委員 それでは次に進みまし  
て、防衛力の整備の目標なんでありま  
すが、第二次計画の目的を達成いたし  
ます昭和四十一年度、これは政府もい  
ろいろ経済の成長を考へ、また、この  
中には、平均百九十五億円ないし二  
百十五億円の漸増を見積もられておるわ  
けです。そうしますと、四十一年度の  
国民の総所得はどれくらいになり、そ  
のときの防衛費は何%くらいになるの  
か、その計画の帰結を一つお知らせ願  
いたい。

○海原政府委員 これは整備の目標に  
も書いておきましたように、何分にも  
五カ年にわたる長期の計画でありま  
すので、その間にどの程度の経費増があ  
るかということにつきましては、確定  
の見通しはございしません。従ひまし  
て、かりに毎年平均百九十五億円な  
いしは二百十五億円程度あれば、当時  
におきます状態におきましてはこれだ  
けの目標ができるだろう、こういう推  
定をいたしましたわけでありまします。  
従ひまして、かりに百九十五億円と二百十五  
億円のちよとまん中でございします  
と、毎年平均で約二百五億円くらいふ  
えていった場合にどういふことになる  
か、こういうことは、実は事務的な試  
算はございします。それで申し上げてみ  
ますと、一応四十一年度におきま  
すところの国民所得の推定でございま  
すが、これも政府といたしましては持  
っておりません。従ひまして、三十五年  
度の実績でありますところの十一兆八  
千二百七十七億円というものを、かりに  
三十六年度以降年平均七・二%の成長  
率といふことでふえていったものとい  
はしましたが、これは仮定でござ  
いしますが、四十一年度におきまして

十七兆九千四百一十一億円になる。その  
場合に四十一年度の一応の推定いたし  
ております額、防衛庁費は、二千六百  
八十二億という数字はございします。こ  
れは両方とも仮定でございしますが、こ  
の仮定の数字と比べてみますと、その  
四十一年度における推定国民所得に対  
しまして一・四九%、大体一・五%に  
なる、これが先般大臣からお答えしま  
した数字でございします。

○山内委員 この見通しについては、  
私も私なりの考え方はありますけれど  
も、今これに触れることは避けたいと  
思ひます。

それから第二次防衛力整備によりま  
して、主要なる装備の見通し、これは  
確かにあなたの方ではお立てになつて  
おり、まだ私も実は資料としては  
いただいておらぬのですが、手元に  
持つております。そこで、その内容に  
ついて若干お聞きしておきたいと思  
ひます。

この装備調達についての内容を見ま  
すと、国内産のできないもの、外国に  
よらなければならぬもの、あるいは国  
内でもまかない得るもの、いろいろあ  
ります。この調達見込みの中で、外  
注によらなければならぬものがどれだ  
けなのか、あるいは国内で満たし得る  
ものがどれくらいになるのか、一  
つ内訳をお示しいただきたい。

○海原政府委員 ただいま先生の御要  
求になりましたような区分けをいたし  
ました数字は、実は、持ち合わせてお  
りません。ただ、私どももいたしまし  
ては、この五カ年間に先ほど申しまし  
たように、かりに毎年平均二百五億程  
度の増加を見たというときには、これ  
は陸上、海上、航空全部合せてで

ざいしますが、少し類別に申しますと、  
主要装備品の調達額といたしまして  
は、陸に占めましては五カ年に約  
九百億、海につきましては八百八十  
億、空につきましては千八百八十億、  
合計約三千六百六十億程度の国内発  
注を見込むわけにございします。しか  
し、この中には、たとえば船舶の例で申  
しますと、船体そのものは国内で作  
りますが、それに搭載いたしますところ  
の砲であるとか、その他関連装備品に  
つきましては、これは外国から購入す  
るものもある、こういうことになつて  
参りますので、冒頭にお断わりいたし  
ましたように、国内発注見込みと海外  
からの購入見込みという区分けは、相  
当時間をかけてやらぬと実は出て参  
りません。従ひまして、もし御要求で  
ございしますれば、あらためて資料とし  
て提出することをお許しただきた  
い、このように考へるわけでありま  
す。

なお、アメリカからの援助額といた  
しましては、大体年平均百八十億程度  
のものがこの五カ年間を通じて、総計  
約九百億になります。この程度のも  
のが援助をされるだろうという一応の  
前提をとつております。

○山内委員 資料は後ほど出していた  
だけですが、これはできておる  
はずですが、これは今の輸出入の問題で  
政府は血眼になつて政策を樹立してお  
るのであつて、一番注文の多い防衛庁  
がアメリカからどれくらい注文をする  
のか、国内でどれだけの需要が満た  
せるかといふことはちゃんと計算済み  
のはずです。どうぞこの資料はお出し  
なつていただきたい。

それから実は陸上自衛隊のこれから  
の装備充実の中に、中特車というの

を、予算は九十八億円でありますが、百二十両ほどを計画の中に入れておられます。これは新聞にも出て承知しておるのでありますが、それは五カ年間の計画的な発注ということになっております。そこで、私は防衛庁の方からいただきました予算書を見まして、非常に奇異な感じに打たれたわけですが、この中に、国庫債務負担行為として三十七年度に四百三十九億四千五百万円あるわけなんです。それから同じような性格のもので継続費というのが、総額で二百十六億一千五百万円、これを合わせますと約六百五十億、これはその年度国会にかけないで、事前に国会の承認は受けておるけれども、次の年からはなると、防衛庁が勝手にという言い過ぎかもしれないませんが、業者に支払い得る膨大な金額がここで議決されておるわけなんです。これも国の経済に及ぼす影響は非常に大きいと思いますけれども、それはまずしばらく伏せまして、この四百四十億に近い国庫債務負担行為を検討しますと、実にふざけすぎないものが中に含まれておると私は考えておる。ただ、内容は、詳しく資料をもらっておりませんのでわかりませんけれども、先ほどあげました中特車というようなものも、これは艦艇のように三年も四年も建造にかかるというのなら、こういう予算議決をしておいて、でき上がったつと払うということも考えられますけれども、百二十両を毎年区分して、何十両ずつ作らせるかわかりませんけれども、これがたとえ五カ年であれば、二十何両ずつ作っていくわけですが、当然、これはこういう国庫債務負担行為の特別な議決をしない

で、毎年度予算を組んで、二十五両から二十五両、ことしは三十両というように、個数を限って発注していくのが正しい姿だ。それをどうしてこんなに膨大な予算を一般会計の中からはずして議決をしておるのか、私は非常に奇異の感じを抱きます。そこで考えられることは、国庫債務負担行為というものは、あなた方はどうお考えになっておるのか。これを抑制しておきませんか、先ほど申しました通り、特定の工場、会社と契約を結んで恒久的に恒久的という悪いが、五年以下ですけれども、もう注文をしてしまつて、そうしてなお、防衛庁はそこ五年間しばらく注文をいいて、こういうところに日本の政府が独占企業に奉仕する形が現われる、非常に弊害が生ずると思うのです。なぜ、こういう中特車のような毎年発注できるものを国庫債務負担行為として取り扱いはしておるのか。そして、この継続費とも合わせて六百五十億に上る、あなたの方は二千億ちょっと切れる防衛費の中で、これだけの膨大な予算を組んでおるということは、まことに私は心外である。その点についての納得のいく御説明をいただきたい。

○藤枝国務大臣 防衛庁費の中に国庫債務負担行為あるいは継続費が多いことは、御指摘の通りでございます。一般論としましては、あるいは艦艇であるとか、航空機その他のような、相当期間のかかるものを計画的に発注しなければならぬという点があります。これは、すでに御承知の通りでございます。ただいま御指摘の中特車等につきましては、なるほど言葉によりますが、場合によっては、毎年度単年度主義で発注することも可能でございます。しかし、一面において、先ほど申しましたように、なるべく自衛隊の装備品等については国産化を奨励して参りたい、そうして安定した形で生産をしてもらいたいということになります。と、できるだけ長期の一括購入契約を結ぶことが、将来の計画を受注側に立てさせるためにも好ましいこととてございします。そういう意味で、この中特車とか装甲車あるいは機関銃等につきましては、本年から長期一括契約のできまするような予算の立て方をしたいだいたわけでございます。もちろん、一面においてある特定の業者にフィックスされるという点もございします。しかしながら、戦車であるとかそういうもののにつきましても、やはりある程度業界が限られますので、むしろ、さきに申しましたような、受注者が計画を立てて、そうして十分安定した生産をし、さらにまた、その意味におきまして単価の引き下げその他もできまするよう、そうした要素も加えまして、この国庫債務負担行為をお願いしたような次第でございます。

○山内委員 確かに注文を受ける側にしても、一年きりで、そのあとが続くか続かぬかわからぬでは、非常に迷惑な話であります。ですから、注文を継続するということは、安心して、確かに単価も安くなります。そのことは私も理解できないわけではない。けれども、これがもし民間であれば、これは独禁法違反になると私は思う。ただ、これはあなたの方は行政官庁でありますから、公正取引委員会の問題にはならないけれども、注文を受ける側の業者にすれば、防衛庁とも五年間の長期契約を結んで、そうしてずっと安定した注文を受けてしまふ。こういうことはやむを得ないものと私はわからぬではありません。けれども、先ほど金額を指摘した通り、これをあまりに乱用されて、どんなふうな形である特定の大きな事業だけに結びつけていくという、いろいろな弊害がここから起こってくると思う。そういう点については、長官は十分な御配慮を持ってやっていたか、と、国の会計検査も、防衛庁の予算は、話を聞くと、ほとんど手をつけておらない。そういうことなんで、こういう点からも、私は、好ましくない結果が生まれてくるであらう、こういうふうに思うわけなんです。

○藤枝国務大臣 確かに御指摘のような点もございします。何分にも防衛生産というものがまだ緒にいたばかりでございますので、そういう意味において、こうした一括長期発注というようなことも必要だと考えて、御承認をいただいたわけでございますが、将来の問題といたしまして、一方においてそういう防衛生産等も安定して参り、その他の関係がございしますれば、その点は十分留意をして参りたいと思ひます。まして、特定の業者にだけ何か防衛庁の生産が片寄るといふようなことにつきましましては、十分留意いたします。と同時にまた、こうした方式につきましては、最も必要な面のみに限りまして、乱用をするようなことは避けて参りたいと存じます。

○山内委員 今の御答弁で了解いたしました。今の国庫債務負担行為と継続費の問題は、財政法の二十八条によりまして、国会にその調書を提出することと義務づけられております。これは私予算委員会をやっておりますので、あるいは予算委員会に配付になったかもしれませんけれども、先ほど申しましたように、私もこれは重大な関心を払っている問題でありますので、この委員会にも継続費と国庫債務負担行為の調書の一つお出しになっていただきたい。

総理がお見えになりましたので、質問者がかわりますので、これで終わります。

○中島委員長 片山哲君。

○片山委員 本日の議題であります防衛庁案件に関連いたしまして、憲法問題について総理大臣に質問いたしたい。

憲法問題は、今日のような国際緊張、東西が冷戦を続けております状態の際においては、これに手をつけてはいけぬ、これをいじらない方がいい、国内の治安安全のためにも、また平和維持のためにも、今日憲法に手をつけるべきではないという立場を私は持つておるのであります。従つて、憲法はどこまでも擁護すべきものであるという見地に立ちまして、総理に、あなたのお考えはどういうお考えであるか、聞きたいのであります。法理論あるいは形式論を除いて、率直にあなたの所信を開陳していただきたいのであります。

第一に、お尋ねしたい点は、五月三日が憲法記念日になっておりますが、ここ数年、保守党内閣の手によりまして、式典あるいはまた憲法を祝う行事は一切省略されておるのであります。幾多の陳情も出ております。また、われわれもこれに対して陳情をい

たしておりますけれども、一向それに対する反応がないのであります。たまたま四月の二十八日はサンフランシスコ平和条約成立の記念日だということ、首相主催によりまして、政府において式典が行なわれるのであります。そこで、そういう問題について、国家的な行事を行なうのにもかかわらず、もつと大事な、もつと根本的な、国家の運命に関する重要な憲法が、今年は十五年、まさに画期的にこれを祝うということは、国民に対する影響も大へん重要であります。その十五周年を記念して何らかの行事を行なうべきではないかと思つております。が、総理大臣は何ゆゑか黙して語らず、何らの行事も行なわない、本日はやれという以外に、何ゆゑにやらないのか、なぜこれを馬耳東風に聞き流して何らの反応も示さないものであるか、そして、平和条約の式典を盛大にやるというその理由を、まず最初に伺いたいのであります。

○池田国務大臣 憲法制定、施行当初におきましては、数年前五月三日に式典を挙行しておりましたが、過去七、八年、十年近くは特に式典を催さずに、国の祭日といつたしまして、国民が静かに憲法のありがたさと思つて申すか、憲法遵守のことを思い、祭日にすることが私は適當であると考えておるのであります。なお、お話の四月二十八日に、平和条約成立十周年記念として私は——式典という意味ではございません。当時の関係者が集まつて、いろいろのことを話し合おうということ、式典とか何とかという大それたものではないのであります。

○片山委員 今までやつておつたのを途中でやめて、しかも十周年だからというので、ほかの行事をやるのにもかかわらず、十五周年という重大な記念を行なうのにまことに適當な回り合せになつておる際に、これを国民に対して単に休みの日であるというだけでは事足りないのであります。どうぞ総理大臣は九十九条を見てもらいたいのであります。それには、天皇以下国務大臣はもろろんのこと、憲法を擁護するだけではない、尊重するということ、特に書いておるのでございます。私は、憲法尊重の觀念をあらゆる面において国民に示さなくてはならないと思つてございまして、はたして憲法を尊重する考えをお持ちになつておられますか。またこれを擁護する考えをお持ちになつておられますか。これが総理大臣に課せられた憲法上の責務であります。憲法のおしまいをこれで締めくくつておられますから、まことに重大な規定であると思つておられますが、この考えをお持ちかいなやを聞きたいのであります。

○池田国務大臣 憲法は国の基本法で、最も重大な法律でございます。従いまして、国民全部が等しく尊重しなければならぬことは当然でございます。

○片山委員 ただ心のうちで尊重するだけでは足りないものであります。形の上にこれを現わさなくてはならぬ。一番よき表現であらうと思つておりますが、形だけの答弁ではまことに不満足であります。

それから、進んで、憲法調査会のことについて伺いたいと思つてます。よく総理は、憲法の改正是非かという問

題につきましては、調査会の結論を聞いた上で、国民の盛り上がり相に応じて、そのときに意見を述べるとか、あるいはそれから意見をきめるとか、あるいは表現を用いて、まことに必要なものであります。いやしくも一國の政治を担当しておる限りにおきましては、憲法問題については、今言われまして、人後に落ちず擁護する、あるいはこれを尊重する考えを持つておるならば、それを現わして、調査会にまかしてしまふ、顧みて他を言うような逃げ口上ではなしに、どういふ考えをお持ちになつておるか、憲法改正是非かという、今国民に与えられた課題について、いかなる考えを持つておるか、これを国民の前にはっきり示してもらいたいと思つておられます。

○池田国務大臣 憲法は先ほど申し上げましたごとく、国の基本法でございます。従いまして、これを尊重すべき義務は当然でございます。しかし、だからといって、今の憲法の制定の経過、運用の状況等々につきまして研究をし、調査することは何ら差しつかえないと思つてます。私は、今一國の総理大臣として、調査会で研究してもらつておる途中で、憲法をどうするかというところとかいふことは、軽々しく言うべき筋合いのものではないと思つております。従いまして、憲法調査会の調査の結果を見、また、その調査に対する国民の世論を聞き、慎重に考えなければならぬ問題と考えております。

○片山委員 あなたも御承知の通り、この調査会は、改憲を目的として結成せられたものであります。これは委員会の経過を見ればよくわかります。山内閣から岸内閣に続きまして、どう

しても変えなくてはならないというところを、鳩山元首相も岸前首相も改憲論者でありまして、はつきり言ひました。その目的に従ひまして、調査会をして改憲の内容を調査せしめるのである、こういうことを委員会の経過は明らかにいたしておるものであります。なるほど調査会の法文にはその改憲の目的といふことは載つておりません。しかし、これは法文の体裁上そんなことを載せるものではないのであります。おるの上において明らかにして、事実の上において明らかにして、今日調査会の仕事は、改憲を目的として、改憲のために作られたものであるといふことは、常識になつておるのです。周知の事実なんです。従つて、当時、これは国会内に置くべきものであるといふ所論に對しまして、政府部内に置いてしまつたのであります。これもあとで論じたいと思つております。これもあれども、これもわれわれは憲法に違反するものであると考えておるのであります。こういう国会内に置くべき本筋を逸脱いたしました、政府部内に置き、しかもまた、改憲をはつきり目的として、無言の——条文のうちには明文としては載つておりませんけれども、それが周知の事実であるといふ、こういう調査会に一切をまかして、その間口を緘して何事も語らず、所信を述べないといふことは、これはどうも憲法を擁護するとか、あるいは尊重するといふことは、口で言うだけであつて、實際上において、その実ありやいなや、大へん疑わざるを得ないのであります。国民の疑惑も大へん深まつてくるわけでありまして、池田総理大臣はやはり改憲論者であると

いうふうに世間では考えておるのであります。ところが、改憲論者でなければ、はつきりここで改憲論者ではないといふことを言つてもらうし、また、何にもまだ考えていないというならば、怠慢の責任もあると思つておるが、そういうお考えならば、お考えを明らかにしていただきたいのであります。

○池田国務大臣 先ほど私の答弁でおわかりいただけたと思つてます。憲法調査会は、その所掌事務所に書いておられます通りに「日本国憲法に検討を加へ、關係諸問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通じて国会に報告する。」というところだけでございまして、しこうして、私は、先ほど申し上げましたごとく、調査会の答申を待ちまして、そして世論の動向、国家の将来を考えて、そのときにどうするかといふことをきめるのでございまして、それを改憲論者と言ひますが、改憲反対と言ひますが、それはとる人の御自由だと思つてます。私の考えは、従来からこゝういふふうに申し上げておるのであります。

○片山委員 調査会は自主的な考えを持つてその態度を決定するといふことを高柳会長が表明しておるようであります。多数決によらずして、全会一致の方式をとりたいとも新聞で発表されておられますが、いづれにいたしましても、これはいわゆる総理大臣の諮問機関ではないのであります。そうして独自の意見を表わすという構成のうちに私は解釈をいたしておるのであります。近々本年の秋ごろ、おそくとも来年早々、その結論を見出すといふふうに世間では伝えられておるのであります。総理大臣としてはこの処

置をどうするのですか。総理大臣のお考えでは、諸閣僚で答申を待つてと今申されましたが、答申によってやるとするならば、あなたの管轄内の会議でありますから、これをいかに指導するか、あるいはまたいかに処理するか、調査会の結論を見て決定をするというお考えに對して、具体的に何と調査会とあなたのお考えとの関連を説明していただきたいのであります。

○池田国務大臣 憲法調査会法第二条にありますが、この調査会は「関係諸問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通じて国会に報告する。」というふうになっております。調査会は独自の考えでいろいろ調査審議しておられると思ひます。報告があつた場合に、その報告をどうするかということにつきましては、私は、その報告を受けまして、その後におきまして自分の考えをきめたいと思ひます。

○片山委員 しかしそれまで待つて、りしようがないわけですね。待つて、今は憲法問題については改正是非かについて何も言えない、こういうふうには解してよろしいですか。

○池田国務大臣 改正是非かは私が考えることでございますが、その考えることは、報告を待ち、世論の帰趨を見、そしてまた、国家の将来を考えてきまるべき問題でございます。

○片山委員 あなたの言ひ、新聞で伝えられております国民の盛り上がりというものは、どういふ意味でしょう。調査会の経過を見ますと、擁護論者と改憲論者と相まざつておりますし、また、公聴会における国民の世論、国民の意見も、擁護論者と改正論者との数は半々のようにわれわれは

とつたのであります。そういう際に、盛り上がりというものはどういふふうな一改憲のムードを助長して、改憲運動の一助とするというふうなことは、これは許さるべきことではないのであります。盛り上がりというものを、ほんとうに自由に、国民の世論を正式に反映せしめなければならぬと思ひますが、盛り上がりというものは、いふやうなもので、盛り上がりによつてやるとも言ひし、また、調査会の結論を聞いてから決定をするとも言ひし、決意のあるところを明らかにしてもらいたいのであります。

○池田国務大臣 ただいまお答えした通りでございます。報告があつて後、そして国民がどう考えるか、いわゆる世論の帰趨を見きわめ、そしてまた、私としてはいろいろな国家将来のことを考えてきめるべき問題であると思ひます。一國の総理大臣として、こういう重大な問題を今ここでどういふこととは、私はとらなないところでござります。

○片山委員 遺憾ながら、この調査会は違憲であるというわけで、野党が一人も委員を送つていないのであります。一方的な与党のみによりまして、あるいは与党を支持する学者が多数お入りになつてゐるというふうな状態では、一切万事をそれに囑するとか、あるいは、それにたよつておるといふことは、まことに情けない話であらうと思ひます。もつときせんとし

て、自己の所信を明らかにして、そして国民の盛り上がりに対して首肯としてのお立場を明らかにすることが至当と思ひます。調査会にのみたより過ぎてゐるというに對して、われわれはさういふ不満を感じるので

あります。これをどう処理するかということについて押し問答であります。近く、私は特に首相に對しまして、近く迫つておきますこの処理をいかにするかということ、あなたの所信をそのうちに明らかにしてもらいたい。それが当然の責務である。憲法を尊重するといふ義務を負わされてゐるのでありますからして、その点に關する責務を明らかにすることが、国民としても要望してゐることであらうと思ひます。これを明らかにしてもらいたいといふことを要望いたします。

次は、これも予算委員会でしたが、問題になりました発議権と提案権の問題であります。これは法律的な事務的な解釈は別といたしまして、重大な憲法を改正するために、特別に九十六条を置きまして、そしてこの発議権は一切国会において取り扱うという特別規定を置いたのが特色であらうと思ひます。一般の法規は、なるほど政府が発案権あるいは立案等として準備をすることができると思ひますが、それがかつても、しかし、憲法の重大性にかんがみまして、この憲法問題については九十六条の特別規定は特例になると思ひます。その条文的解釈は聞こうとは思ひませんが、しかし、重大な問題を一切がつさ国家の最高機関であります国会に一任することが最も適當であらうと思ひます。

○池田国務大臣 憲法改正の問題につきましては、いわゆる発案権と発議権がござります。私は、法律解釈論として、議院内閣制のものにおきまして、憲法七十二條の、内閣総理大臣は内閣を代表して議案を提出する、このうちに発案権は含まれると思つております。しかし、九十六條の問題は、憲法改正は重大問題でございますから、国民に對して發議するのには国会だけでござります。国会議員が三分の二以上とつた場合に、国民に對しての發議権は国会にのみござります。しかし、その前提でござります。憲法改正については、国会にどうするか、三分の二あるかないか、その国会に對しての發案権は、私は国会議員のみならず、内閣総理大臣にもあることが、この憲法改正のためには當然のことだと考えております。この問題につきましては、以前もいろいろ議論がございましたが、内閣といつたしましては、この解釈を続け

ておるのであります。私も従来の解釈が適當であると考えております。

○片山委員 そういふ解釈はさう古くはないのです。憲法という重大な問題を、特に国家の最高權威である国会にゆだねて、国民投票という方式までとらざるを得ないというふうな特別例外規定をやつておるのであります。そのあとが国民投票になつてくると、その前提としても、やはりそれに相應するだけの發議権を仕立てていく、發案権といふものも、それに付屬した準備行為として解釈することが至當と思ひます。それから、それはなお一応研究を願ひたいのであります。

るわけなのです。それについて首相のお考えを聞きたいのであります。

○池田国務大臣 憲法改正の問題につきましては、いわゆる発案権と発議権がござります。私は、法律解釈論として、議院内閣制のものにおきまして、憲法七十二條の、内閣総理大臣は内閣を代表して議案を提出する、このうちに発案権は含まれると思つております。しかし、九十六條の問題は、憲法改正は重大問題でございますから、国民に對して發議するのには国会だけでござります。国会議員が三分の二以上とつた場合に、国民に對しての發議権は国会にのみござります。しかし、その前提でござります。憲法改正については、国会にどうするか、三分の二あるかないか、その国会に對しての發案権は、私は国会議員のみならず、内閣総理大臣にもあることが、この憲法改正のためには當然のことだと考えております。この問題につきましては、以前もいろいろ議論がございましたが、内閣といつたしましては、この解釈を続け

ておるのであります。私も従来の解釈が適當であると考えております。

○片山委員 そういふ解釈はさう古くはないのです。憲法という重大な問題を、特に国家の最高權威である国会にゆだねて、国民投票という方式までとらざるを得ないというふうな特別例外規定をやつておるのであります。そのあとが国民投票になつてくると、その前提としても、やはりそれに相應するだけの發議権を仕立てていく、發案権といふものも、それに付屬した準備行為として解釈することが至當と思ひます。それから、それはなお一応研究を願ひたいのであります。

そうして、ほんとうにふさわしい一ただ戦術として上手に言ひのがれをするというだけじゃなしに、ほんとうに国家的に考えまして、どの方式がいいか。議院内閣制をとつておられるわが国において、国会は最高の權威であるという規定を置いて、しかも七十二條以下、そのあとに最後に、九十六條をもつてこれに對して制限を加えて、特例を規定したという精神にかんがみてみますれば、發議権の重要性にかんがみまして、發案権といふものの中に含まれた準備行為として解釈することが、將來至當なるものである、これが適當であるといふふうな意見を私は持つておるのであります。この点については十分御考慮、御研究をわづらわしいと思ひます。

次に、政府及び国会が、世界に向かひまして原水爆の實驗の停止を要求いたしております。これはまことに至當のことであり、まことに喜ばしいことであります。そういう運動を起して平和が實現することを望んでやまないであります。進んでは一切の核兵器を禁止し、戦争を世界から驅逐して、真に平和なる世界を實現するということには對して、いろいろと考慮を払つていかなくてはならないと思ひます。つきましては、核兵器を持つてゐる、これを實驗する國々に對して、わが日本がやめなさいといふことを言ひ得る力強さはどこから出てきておるかと思ひます。それは、憲法第九條があつてこそ、戦争を放棄してゐる國の發言権は有力である。自分を持つておつて、相手方だけやめさそうといふやうなことは、それはさういふ話であります。みずからもやめて

しまつて、いな、核兵器のみならず、一切戦争を放棄してしまつて、そうして輝く平和に対する信念の強さを現わしておらして、そうしてもつて核兵器の禁止あるいは実験の停止を要求するところ、傾聴に値するし、世界各國をしてほんとうに首肯せしめる真剣な運動としての値打ちが出てくると思ふのであります。こういう意味から、この憲法を今国内の動きで変える、そして第九条は行き過ぎである、再軍備をしなれば外敵の侵入に備えることができないというふうなることを言つて、どこに核兵器禁止運動の力強さがありましようか。私は、そういうふうな意味から申しまして、断然再軍備を阻止したしまして、ほんとうに九条はそのまゝ堅持しなければならぬと思ふのであります。そういふふうにいまして、もつて世界のため、に貢献し、世界がだんだんと九条と同じような条文の憲法を持ち得るようになりましてこそ、ここに世界の平和を、戦争のなき世界を実現することができると思ふのであります。そういふ運動をして、核兵器の実験の停止、禁止、一切の核兵器を排除していくといふことを主張しておるわが日本において、憲法第九条を持つておることは非常な特色になるのであります。が、それは思ひませんか。そういうふうにお考えになるべきはずであると思ふのであります。あなたの憲法改正の所信云々にかかわらず、そのことは切り離してお答えを願ひたいと思ひます。

た、われわれが世界に向かつて核兵器実験禁止、核兵器保有禁止ということ、主張しておることは、国会でもたびたび申し上げておられます。わが国民の、またわが政府の基本的方針でございます。そうしてまた、われわれ日本国民が唯一の被爆国民であるといふことも、核兵器禁止につきましても非常な力強さを加える一つのあれだと思ふのでございます。従ひまして、私は核兵器実験禁止、そうして行く行くは核兵器放棄といふことにつきましても、最善の努力を今までも続けてきております。今後も一そうこの努力を進めていく考えでございます。

○片山委員　そういう意味において、九条を堅持するお考えはあるべきはなうと思ふのですが、おありでしょうか。という点をもう一度重ねてお答え願ひたいのであります。

○池田国務大臣　先ほど申し上げた通り、現行憲法を順守いたします。しかし、現行憲法につきましても検討は、私はしなければ——改正するしないの結論はまだ出しておりません。

○片山委員　それから、防衛の問題について関連してお尋ねしたいと思ひます。いろいろ科学の発達やら、世界の情勢の変化に従ひまして、防衛といふことも幅広くなつてきました。私はこれを分類いたしまして、事前の防衛と直接の防衛と、二つに分けて考えることが適当と思ふのであります。事前の防衛は、侵略されるような不幸のないようにするために努力するといふ政治外交の問題であります。あるいはこれを外交防衛と呼んでもよろしいと思ひます。あらゆる手段を尽くして国際紛争を解決するように、話し合い

でやらなくてはならないという九条の規定を厳守いたしまして、そうして外交上の方式によりまして、侵されることのないように、あらゆる面において努力するといふことが必要であります。しこりして、直接の防衛といふことは、昔であるならば帝国主義侵略等の方式がありましたけれども、今日においては、事実と見ますならば、みんなやつぱり国際紛争であります。インドのゴアから、あるいは西イランの問題から、あるいは竹島の問題から、台湾問題、ベルリン問題は言うまでもない。いろいろ今日いわれております国際的な紛争によつて、ひよつとしたらそういう心配があるのではなからうかという、直接侵略等の憂いなきにしもあらずでありますけれども、理不尽にして、しかも何らの理由のない狂気のさした侵略といふことは、もう今日はありません。断じて差しかへないと思ふのであります。よつて来たるゆえんがあるのです。よつて来たるゆえんを解決するのが政府の責任であります。外交上、政治上の問題で、侵略されることなからしむるよう努力するといふ外交防衛、あるいは政治的に内乱を防いで秩序を保つていくといふことについては、最大の努力を払ふべきであります。しかし、それによつて今日の目的を達するだけの自信を持たなくてはならぬと思ふのです。いやしくも一國の政治を担当しておる限りにおきましては、どうして国民を安堵せしめて——いわゆる旧式な戸籍論、古い武器で用意をするといふようなことよりも、全力をあげて国民の力を求めて、そうして外交上においての防衛を計画をするといふこ

とが、もう今日は最大の重要事項になつてきておるのであります。そういう意味から申しまして、こういうふうな二つに分けます。そうして、日本は特にそれらを十数年前から心いたしまして、国際紛争を解決するには武力を行使せず、戦力をこれを放棄する。一切を話し合いを以て求める。ケネディ大統領とフルシチョフ首相とがジュネーヴにおいて会談をする、その会談の成功を世界の人々はあけて望んでおつたではありませんか。そういう話し合い外交を率先主張したのは、わが国は九条であります。世界的に率先の榮譽をかち得なければならぬくらいに思つておるのであります。そうして国防は、国内においては社会保障制度の充実、あるいは道路の完備やら教育やら、一切秩序保持のために努力をする、外交におきましては樽俎折衝、話し合いを活発に誠実に真剣に行使いたしまして、ほんとうにその独立と自由を守つていく、こういう新しい外交防衛方式をとることが最も必要であらうと思ふのであります。これに關する首相の御意見を聞きたいのであります。

○池田国務大臣　国土の安全と国民の平和であることは、政治の根本でございます。お話しのように、こういう方向で外交關係を進め、そうして世界の平和に貢献するよう努力いたしておるのであります。

○片山委員　はなはだ物足りなく、われわれから見ますならば、大へん弱いと思ふのです。武器にたよる必要はもう今日ない。しかも、時代おくれの武器で、莫大な費用をこれのためにかけ、国内の諸政策をおくらししておるといふことは、実に残念しごくであります。

す。でありますからして、この九条といふものをあらゆる面から検討してもらいたいのであります。ただ、国際紛争を解決するに武力を行使せず、これは、国際紛争ではない、理不尽な侵入である、狂気のさたであるといふような工合に安閑としておられない今日の情勢であります。もし世界があつて九条のごとき憲法を持つようになつて参りますならば、ほんとうに世界の平和はそれによつて実現すると思ふのであります。今世界があつて世界連邦問題について関心を深めて参りました。E E Cの問題が政治統合へと、あるいはアフリカがアメリカ合衆国へと進んでいくとしております。そういう状態のときに、せつかく十四、五年前に世界に率先して、紛争は一切話し合いで解決しようとして決定した、この意義深い第九条を、ただ調査会に一任をして、調査会の結論によつて態度を決定する、これはまことに情けないと思ふのであります。どうぞきざんとして、日本の立場は武力で立つのではない、文化と科学をもつて立たなくてはならないのである、しこりして、防衛は、新しい外交と新しい政治体制をもつて國を守つていくのである、こういう態度で進めなくてはならないと思ひます。が、もう一度首相のこれらに關する、平和に對する——再び戦争を起してはならないのである、これは憲法前文に、政府の行為によつて戦争の慘禍を再び起こさざるようにすることを決意して、主権が国民にあることを宣言して、この憲法を確定するといふ堂々たる宣言をしておるのでありますから、この宣言の趣旨をどこまでも尊重して、そうして調査会の報告いかに

かわからず、あなたの平和に対する所信を伺いたいのではありません。

○池田国務大臣 先ほど来申し上げておる通りでございますが、憲法調査会には、いかに憲法を改正し、ことに九条を廃止してしまふような前提での御質問でございますが、そういう前提での御質問では、私はちよつと聞き取れないのでございます。先ほど申しましたごとく、あくまで国の平和、国土の安全を保つ最善の努力をしていくというのが私の念願でございます。従いまして、今九条を廃止するとか改正するとかいう問題につきましては触れることは適当でない、それよりも、いかにしたら国の安全が保てるかということを考えてるので私は十分であると思ひます。

○片山委員 遺憾ながら時間が参りましたので、これでおしまいにいたしますが、注意を喚起し、注文をし、私の意見をごく簡潔に申し上げておしまひにしたいと思います。

時代の先覚者でありまするわが憲法、国民主権——国民主権のもとに警察制度も変わつて参りますし、教育基本法も制定されますし、自治法も制定され、その自治法が——各市町村におきまして、各県において、だんだん平和宣言をするような時代に今日になつてきたのであります。そういうふうな進み方をしておる際でありますからして、この憲法の精神をどこまでも生かさなければならぬ。東西緊張、冷戦のさなかに立ちまして、この憲法を要するといふならば、それは再軍備をするのである。もとのよるな兵隊を置いて、徴兵制度までそれが進むのである。日本は再び軍国主義

になつてきたのであるということになつたならば、これは大へんなことであります。アデナウアー老首相が八十才の老齢にかかわらず、E.E.C.をしてそれを政治統合へと持つていきたい、しこりして、ドイツの国家主義、ナチソナリズムを払拭したい、戦争の責任者であるという罪滅ぼしをした、罪滅ぼしをするために、ここにきざんとしてヨーロッパ合衆国へと進んで、仇敵でありましたフランスと手を握らうとしておるといふこと、これは殊勝な事柄であります。わが日本も、失敗をしたあの戦争にかんがみまして、今後一切戦争の中に巻き込まれない、断じて戦争を起さないうし、巻き込まれないで、国民を平和に守つていくべきであるといふことが、あなたに課せられた大きな責任であらうと思ひます。それがあいまいなことを言つて時をかせいで、あとへ延ばそう延ばそうといふことでは、まことに国民としても不安でありますから、願わくは、どうぞはつきりと——今こ

で言うことができないければ、まことに残念であります。私は聞こうと思つて待ちかまえてきたのでありますけれども、おつしやならなければしやうがない。どうぞ最も早い適當なる機会において、憲法に対するところの所信を明らかにして、国民の自由と独立を外交によつて、政治によつて、社会保障制度によつて、福祉政策によつて守つていくことができるのであるといふ信念を持たれんことを要望いたすのであります。しこりして、盛り上がる運動は、憲法を守りたい、憲法を尊重したいという運動が、必ずやわが国においては盛り上がりつゝに相違ないと思ひ

するのであります。そういう意味において、十分なる御検討をこいねがひまして、時間が参りましたので、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○中島委員長 石山權作君。さんが平和憲法を論じたあとで、私どもが社会悪のような、あるいは私どものからだの中でのきもののようにも考えられる自衛隊戦力というよりなことを話し合ふなければならぬことは、非常に残念に思ひます。しかし、当委員会の任務は、現実即ちして日本の国民の平和というものを、あるいは民生安定というものをやはり守り切らなければならぬといふ任務を持つておると思つておりますので、直接に防衛の問題に入りたいと思ひます。

一昨年、日米安保条約が制定されました、岸総理の次を池田総理が継いだわけです。同じ保守党内閣のことでございますから、安保条約の解釈については相違はないだらうと思ひますけれども、一応話の初めとして確かめておきたいことがあるわけです。それは条約五条に關係いたします防衛義務の問題でございます。その当時の長い間の与野党の論争というよりも、政府と野党の論争の中の特異な点をあげてみますと、野党側は、日本の基地ばかりでなく、日本の領海、領空内にある米軍艦や米軍機に対して、日本には無關係な攻撃が加えられた場合、日本はこれに對して共同の行動をとる必要に迫られるとしております。これに對して政府側は、どこまでも米国の場合は集團的自衛権の発動であるが、日本の場合には日本の領土、領空、領海が侵されるのであり、そのときに限るのである

から、個別的自衛権の発動であるといふふうに答弁をいたしまして、いつまでたつてもこの問題は並行線をたどつたという形になつております。そこで、政府の見解をいたしましては、今でも、その当時岸首相を中心にして答へられ、説明を与えられていた問題については、変わつておりませんか。

○池田国務大臣 五条の問題につきましては、ほかの問題もあの当時と同じ考えで進んでおります。

○石山委員 先ごろF104Jが初めて一機日本にできまして、試験飛行を行なつたわけですが、その当時の形容詞としては、丸太ん棒がひゅつと目の前を飛び去つたやうだ、流星のやうだといふやうなことが出ております。私は何でこの早さといふ問題を申し上げておるかと思ひます、近代の戦争といふものは、領空、領海といふやうな言葉ではなかなか限定しにくいのではないかとこのことなんです。これと五条の防衛義務をになうといふことは、非常に密接な關係があるのではないかと。たつた一機のF104Jでさえも丸太ん棒のやうに、流星のやうに飛んでしまふ。一体この飛んでる姿が、領海十二海里であらうが三海里であらうが、これは侵したといふことの認定はなかなかむずかしいのではないかと思ひます。

それからもう一つは、最近偶発的に大戦争が巻き起こされるのではないかといふ危惧が、国民の間に大へん深いわけでありまして、それともならみ合せてみますと、偶発的にミサイル等を積んできた飛行機が、丸太ん棒のやうに日本の領海をかすめていった、そ

してまた日本海の中にあるアメリカの潜水艦に被害を与えていった、こゝうした場合に、日本の自衛隊はどういふふうな判定をするだらうかといふやうな疑問が起きてくるのです。こゝうした場合の判定装置が自衛隊の中にあるわけですか。

○藤枝国務大臣 兵器の発達によつて、わが国に対する侵略の態様というやうなものが非常に複雑になつて参りますことは、確かに御指摘の通りでございます。われわれは常に申し上げておるやうに、わが自衛隊というものは、わが国に対する万々一の不幸な事態に對して、これを防衛するといふ考え方に立つておるわけでございます。従ひまして、ただいま御指摘のやうな点はなかなか判定がむずかしいという面はあらうかと思ひますが、しかしながら、やはりわが国の防衛体制といふその根本から割り出した処置といふものは、十分とり得るものと考えておるわけでございます。

○石山委員 それでは日本の安全を担当される防衛庁長官としてはまことに不適當な発言だと思ふ。私は領海の話をしておるのですよ。領海、領空をいかにして認定するか。だって、あなたたちの方で答えておるじやありませんか。領土、領空、領海が侵されるのであれば、そのときに限りといふふうに表示しておる。そのときに初めて日米共同の行動を起こすことになつておるのでしやう。判定がわからないで済むといふことはあり得ない。判定がわからないで共同行動を起こすといふことは国民を欺くものでしやう。そしてこれからの戦争は、さつきも私ちよつと申し上げましたが、速度のある、破

壊力の大きな戦争になります。ですから、きょうは時間がないので、十分この論争を続けることが不可能なのは非常に残念ですが、この問題については、去年池田さんがアメリカに総理としておいでになるとき、私はちょっと質問に立ちました。そのとき、あなたはアメリカにおいでになれば、おそらく第二次防衛計画をアイゼンハワーと御相談なさってくるだろう、こういうふうに申し上げましたが、そのときには池田さんは、いやそんなことは絶対にないと言いました。私はそれになおさらつけ込んで、いやそうじゃない、腹の中になんか持っているのだ、あなたは腹の中に何も言っていないが、私はつかんでみても見たいというふうに申し上げたわけですが、まずアメリカとの関係一つ考えてみても、非常に私はこれからいろいろな問題が起きてくると思います。特にアメリカの場合は、日本のような仮想敵国がないなどとは申しとおれません。国連に中国の加入をアメリカはいはばんでいっているのがアメリカの現状です。ですから、日本の国が仮想敵国がないと言っているが、日米安保条約を結んでいる建前からすれば、日本は非常な危険な立場に立たされている情勢にあるということも、これは御理解していただけたらと思います。

そこで、私が申し上げたい点は、あなたがアメリカにおいでになるときに申したのですが、原子力潜水艦、これは大へん今防衛庁の中では魅力を感じているわけです。これは自衛隊が持つことのできないミサイルを原子力潜水艦は持つのでございますから、何とか便法があればこれの基地をば提供したいという意見が、かなり防衛庁の中にあるというふうに聞いております。私はそれは反対していただきたいと思つて。小坂・ラスク長官のアメリカにおいでの際には、小坂外相は、日本の国民感情もあるから、基地をば与えることはできませんというふうに断わつて、去年はそのまま済みました。それだけども、ことしは九州に例の人工衛星の観測をしたいと言つてきようとしておりました。で、私は、この問題は、大小にかかわらず新しい基地のようなもの、軍事基地と申し上げた方が、貸手しないのだ、日米安保条約からすればなかなかそれは言いにくいことだらうけれども、貸手しないというところをこの際おきめになつておくことが、お互い様の際日本の安全性を守るにはよしいのではないかと思つております。総理の御見解はいかがでございますでしょうか。

●池田国務大臣 人工衛星についての観測の観測所を設けること、これにつきまして、二月の末か三月の初めかに、アメリカ政府よりわが国に観測所を設けることについての問い合わせがきたことは聞いております。その後、フィリピンの方に観測所を設けることになるやに聞きました。日本への申し出は、今中断しておると聞いております。私は、この人工衛星の観測、平和的のいわゆる研究としてやるのならば、これは自分として内容をよく検討しなければいけません。こつこつ平和的なものをむけに初めから断つていくことはどうか、やはり研究してみなければいかぬと思つて。これが戦争目的とか何とかということなら、これは新しいものは私は断りたいと考えております。

●藤枝国務大臣 何かボラリス潜水艦の日本の基地を提供するようなことが防衛庁の中の意見にあるようなお話でございますが、そういうことは全然ございせん。

●石山委員 その次に、私は、第二次五カ年計画と日本経済とのにらみ合わせをこの際お聞きしておきたいと思つて。今の防衛費は御承知のように一千九百億程度でございますが、もし関連としてものを入れるならば、次のような数字をわれわれは見ることができるとは思ふ。たとえば国庫債務負担行為によるところの四百三十九億、艦船建造継続費の二百十六億、相互援助防衛費によるところの使用額三億二千四百万、賠償等によるところの特種費二百九十二億、施設費六十億、遺家族である軍人家族の千億をこえる額でございます。これらは二千億をこえる数字になるやうでございます。

ですから、純防衛庁の費用は確かに二千億でございます。しかし、防衛力をば強め、そして後顧の憂いなくならしめるために、そしてアメリカとの関係も約束を果たすとするならば、そのほかにも概算二千億以上のお金がかかっているやうなことでございせん。これを満足のやうなれば、これ以上私たちは防衛力をば進めたいといふことはできないのではないかと、こつこつおるのですが、いかがでございますか。

●池田国務大臣 防衛関係費用本年度二千億円近くという数字は私は認めますが、軍人恩給等を防衛に関する費用だと思ふのは、私には納得できません。そして継続費あるいは国庫債務負担行為の分は、これは将来の分でございせん。そしてその出てくる年度でございせん。その年度の防衛費として出るのでございせん。今後は防衛費が二千億円足らずからだんだん毎年ふえていきます上におきまして、そのふえる部分に入っていくのですから、別にこれがふになつて上に乗つてくるわけじゃない。やはり防衛関係経費は千九百数十億と見るのが適当だと思つて。

●石山委員 見るのが適当だといふのは、池田さんのお考えでございせん。軍人遺家族、旧軍人等の問題も、やっぱり軍隊がなければこういう補償のようなものはない。ですから、これは古くから新しい時代に連なつていく経費でございます。負担行為の問題にしても、これはいつかは出さなければならぬ問題でございます。六百億をこえるこの額も、年々であらうが出さなければならぬ額です。

それから、きのう大蔵省で発表になつた貿易の問題を見てみます。これはあつちから見てもこつちから見ても、いろいろなやりくりをして、銀行から金を借りて落としたように見えますけれども、実質赤字は六億七千万ドルを下らないといふことが推定されております。これと、この三十六年度の経済の現状、収支決算の三十六年度の現在と、これから来るべきところのここ一、二年の貿易の赤字、物価高、防衛庁費の中に占める人件費、こつこつものをにらみ合わせてみると、第二次五カ年計画四十一年までの達成はやや難いかなのではないかと、こつこつ思つて、金

ふやそうとするときに、ある程度の借入金これはやむを得ない、喜ぶべきことではないが、やむを得ぬことである、伸びていく場合の下ごしらえと私は私えておるのでございます。

○石山委員　まあ、経済のことには自信満々のようでございますけれども、私ならば、国庫債務負担行為を年次の支出をし、そうして年間二百億ないし二百十億程度の総額では、所期の目的を達することはどこから勘定しても不可能だということですから、それはまあいろいろな兵器をば国産化すると言っておりますが、国産化して、アメリカよりも三割方値段を安く入手できるといふふうな摩訶不思議な妙手があれば、これは達成できるでございましょうけれども、われわれの調べるところによれば、兵器をば国産化すれば、アメリカから購入するよりも割高につくということがはつきりしている現状でございまして、だけれども、あなたがおっしゃったように、二百十何億程度でやるといふのだから、二百十何億以上は出さないということだろうと思っております。これは私たちがきちんと頭に入れておきたいと思ひます。私は、こういう事態だから、無理をして増強する必要はないだろうというのを申し上げたいために言っておるのでございます。

国防費を私たちが考えてみる中で、もう一つ、これは池田総理に聞いておいていただきたい点は、われわれは戦後十数年を経ても戦後ではないという考え方を持っているわけですが、そのためでしょう、池田さんは気前よく、東南アジアを歩いてはいはいお金を払ってきた。タイ特別円なり、インド

ネシアなり、ベトナムなり、まあいろいろあるようで、保守党の方々はみなやっただけのことではしょう。それと同時に、国内でいろいろな問題が起きていくという事です。その大きな問題としては、旧地主への賠償が二度行なわれようとしておるこの現実、これは何も旧地主だけではなくて、引揚者が財産補償をしてくれという意見が最近猛烈になってきております。国策会社に勤めた者には、内地の公務員と同じに恩給年月をば通算してくれということをお願いしてきております。軍需産業の会社や工場では、あの当時の未払いのお金をばそろそろちようだいできないだろうかと言ひ始めております。その他戦災を受けたいろいろなものがあるのではないかと。放射線に倒れた人々の判定はむずかしいものでありますから、この点では泣きの涙に深く、補助を受けられない方も相当あるやに聞いております。これらをよくめんどろを見てあげないで、表面的な再軍備の費用だけをばお出しになる努力をするというところは、当を得たものでないのではないかと。いろいろに考えているわけでございます。そこで、池田さんに押して聞くのは、あなたは二百億ぐらいでこれをやってみせる、第二次五カ年計画の四十一年までは年次二百億の総額でやってみせるという御意見のようでありまして、それは確実でございますか。それと同時に、今私が五つ六つあげたような、いろいろなまだ未整理になっている問題が油然と起きつつあります。それをも処理してやっつけていけるという見通しを持ったお答えをいただけるでございましょうか。

○池田国務大臣　第二次防衛計画は、昭和四十一年までに、一応、大体先ほど申し上げました五カ年二百五十億前後でやっつけていくとしておるのであります。ただ、こまかい計算につきましては、外分自衛隊員のベース・アップの点は見ていないようでございます。大體防衛計画といひましては、これでやっつけていけるということで、私のみならず、国防会議で決定いたしておるのであります。そうして、農地問題等戦後処理の問題につきましましては、私はまだいまはつきり申し上げるわけにいきません。今後の問題として検討していきたいという気持を持っております。

○石山委員　非常に残念ですが、総理は別のところにおいてならなければいかぬというのでございまして、まあとめて申し上げたいのであります。私は、これについて、アメリカとの関係においては日米安保条約等の関係が、ありますけれども、軍事に類した便宜あるいは基地等をあまり与えていただきたくない、与えてはいけないのではないかと強い意見でございます。それともう一つは、経済界がこういうような状態、また補償問題をいまだに片をつけないような今日において、無理をして第二次五カ年計画を進める必要はないのではないかと、ふところのあり金でやっつけていくべきものではないか、こういうことを強く申し上げたいのでございます。もう一つは、これは説明を申し上げないとわかりませんが、残念でございますけれども、防衛力が強くなりまして、どうしても軍人の発言力が非常に強化をされてきます。これをばどういふふうにして――われわれの身の回りに、いろいろ反革

命とか革命とかクーデターとかいう言葉で、いろいろな問題を起してあります。こまかいことのないようにするために、われわれは一体どういふふうな工夫と施策と、その機構を持てばいいのかわからないことではございますが、この点に關しましてはよく御考案をしていただかなければならないと思ひます。

残念でございますが、時間が無いというので、私は以上のことをば要望して、質問を終わりたいと思ひます。

○中島委員長　緒方孝男君。

○緒方委員　私は、大あらましなことを聞いていきたいのです。

実は三代の防衛庁長官にわたつて練りに練り上げた第二次防衛計画というものが、半紙の半分くらいで切られるような結論になっておる。その内容の中には、いろいろ問題とすべきなことがあります。私は全く期待にはずれた面がある。

「委員長退席、草野委員長代理着席」

防衛庁のあなた方と私たちと、国防という問題についての見解の違いはあろうけれども、その違つた見解の中においても、もう少し現実の事態をよく検討した上での防衛計画というものが練られて出さるべきが当然ではなからうか。国土、国民の安全を保障するため防衛であるとするならば、今日日本がどちらの方向に危険があるとか、どういふ方向からの侵略が予想されるとか、それに対してはどういふ方法を講じなければならぬとかが、その見解が当たつておるかおらないかは別として、せめてそれくらいな検討の上

に立つて第二次防衛計画というものが練られるものではなからうかと思ひます。おりました。そういうことが議論になつたかならなかつたかは存じませんが、世上――といへば悪いかも存じませんが、鳴りもの入りの第二次防衛計画が出されたわけなんです。これについて私は端的に質問していきまうが、昨年の正月ごろから、アメリカにおいてはものすごい防空壕の設備、退避壕熱というものが行なわれておる。大統領の教書を初めとし、民間並びに政府一体となつて防空壕施設、退避壕施設というものが行なわれておるが、防衛庁の調査の中では、それらの事情がわかりになっておるかどうかを一つお伺ひしておきたい。

○藤枝国務大臣　詳細をきわめたわけではございませんけれども、ただいま御指摘のように、退避壕と申しますか、要するに、原水爆の攻撃に対しては耐え得るような退避壕の存在が、得るのだというふうなことで、いろいろな研究の行なわれておりますことは存じております。

○緒方委員　退避壕そのものが、原爆なり水爆の被害から保障できるかどうかというこの問題はあります。けれども、アメリカ自身においても、ベルリン問題その他の国際的な緊張の状態の中から見ても、もし戦争状態に入るとするならば、敵の攻撃も受ける危険性と可能性があるという前提に立たなければ、こまかい退避壕なんて作る必要はなからうかと私は思ひます。もしまかり間違へば、敵の原子攻撃の被害を受ける危険性の上になつたがゆへに、アメリカでは国民一体となつて生き残るための戦ひ、どうして生き残るかということが、政府民間一体となつて真剣に、

神綱質になるほど考えられておると私は聞いておるわけなんです。そういう事態の中に、日本だけは超然として、原子攻撃を受ける危険性も何もないという情勢判断を出されたのかどうか、これを一つお伺いしておきたい。

○藤枝国務大臣 もちろん、各国とも、防衛の第一義は、そうした相手からの攻撃を未然に抑制することであらうかと思ひます。しかしながら、万々一不幸な事態になつた場合に、それに対処する手段といふものはやはり講じておるわけでございますが、そうした中で、たゞいま御指摘のアメリカばかりでなく、他の国におきましても、原水爆に対する避難壕と申しますか、そうした原水爆攻撃に対する対処の方策というよりなものとついで考究しておることは事実でございます。われわれといひましては、こうした世界の情勢を頭に描きつつ、しかも、わが国としてやるべき防衛力の整備というものは何かという判断の上に立ちまして、お示ししましたような第二次防衛計画を樹立したわけでございます。

○緒方委員 アメリカが退避壕を作り  
おるから日本もなぜ作らぬかと私は  
言っているわけじゃないのです。私  
は、何も退避壕を作ったからという  
も、決してこれが退避壕にならない  
と信じておりますから、まさにアメリカ  
のやっているこの退避壕政策という  
のは狂気のさたなりと、私は言わな  
ければならない。これは、戦災をこう  
むった人間でなければ、実際はわか  
らない問題だろうと思う。だから、何も  
アメリカが退避壕を作りおるから、日  
本もなぜ第二次防衛計画の中にその面

を入れなかったかと言っているわけじゃないのだが、前の防衛庁長官西村さんが、日本の自衛隊はいわゆる国内の防衛だけをするのであって、私たち

は、外野は日米安全保障条約に基づいてアメリカに守ってもらうんだと、こういう御説明をしておつた。それから、外野を守らなければならないアメリカさんが、自分の家に対する攻撃から生き残るための設備に、狂気じみた政策までとらなければならぬという事態に直面して、日本だけはその脅威は全くないという超然たることで、国防ということがはたして真剣に考えられておるのかいなかという、あなたの方のお考えの所在を私は疑いたい。アメリカの退避場を作るといことが、私は適当じゃないとは思いますが、少なくともそうしたならば、何多かの間でも生き残ることができはしないかと思うのは、ワラをもつかむ一つの親切だろうと思う。アメリカ自身がそうしておる。アメリカさんが守り切れぬときには、日本人はみな死んでしまわなければ仕方がないんだという前提に立つてのこの防衛計画であるならば、国防なんというのはおこがましい話じゃないかと思う。その点についてのお答えを伺っておきたい。

○藤枝国務大臣　ただいまも申しましたように、アメリカにおいてそうしたこと——これの価値判断についてはいろいろ問題もあろうかと思いますが、研究をしておる。あるいはスエーデン、スイスなどでも、原子爆攻撃に対するある種の研究をやっております。こういう世界の情勢に立つて、そういうものの全体をにらみ合わせて、そう

してわが国としてとるべき防衛力の整備は、どういふものかというのを、今回の第二次防衛計画で策定をいたしたわけでございます。

○緒方委員 どうも私の質問の仕方がまずいのか、受け取り方とそこがあるのかわかりませんが、私の言うのは、米国のそれは、日米安全保障条約を結び、日本政府の外交、防衛と一体となつて自由国家群の安全を保障するたための一つの防衛体制といわれておる。

ということですが、日本の危険はアメリカの危険だといふほど、今日是一体となつた防衛体制をとり、国際的な危険の一致点を見出していこうとする中に、ベトナム問題がどう発展するかわからない、また南ベトナムの情勢がどうなるかわからない、コンゴの問題がどうなるかわからないという国際情勢の一番緊迫した中に、場合によつたならばわれわれも撃とうし、また撃ち返されるかもしれないという危険を感じておる。同じ自由国家群の中の最重要な役割を持つアメリカがその危険を感じておるときに、日本だけはその危険のちや外にあるという判断の上に立たれるのかどうかという事です。

○藤枝国務大臣　そういろいろな危険性、可能性、もちろん、そういうことは万々一にも起こるべからざることではございますが、そういう各般の情勢を判断いたし、その上に立って日本のやるべきものはやった、こういうことでございます。

○緒方委員　そういうことをあまり論争の種にしたくないのですが、西村長官が言われたように、われわれは内野を守る、外野はアメリカに守ってもら

わなければ仕方がないというこの考え方を、この時点においては考え直さなければならぬのじゃないか、こう私は考えるのです。外野はアメリカカに——いろいろなロケツトもあるし、戦略空軍もあるから、向こうから撃つてきたら撃ち返してやるぞ、だから日本は、直接海岸に上陸してくるところの侵略軍だけを撃退する軍備を整えておこうというその思想、その考え方、そのこと自体が、今日の段階において再検討されなければならない事態に立っているんじゃないだろうか、こう考えますが、その点はどうですか。

要旨が、もしも、西村前長官の例によれば、外野はアメリカに守ってもらんだ、しかしそれじゃまだなかなか心もとないので、日本みずから外野を守るようなことを考えなくてはいけないのだということをございましたならば、私は、日本の現在の自衛隊、そして憲法その他自衛隊法等に規定された自衛隊の権能なり、そういうものからいたしまして、現在計画を進めておりますもので差しかえないのではないかと、ちよつと御質問の要旨が受け取りかねるものですから……。恐縮でございます。

○緒方委員　そういふふうに質問の言葉を解釈もできるでしょうが、私が質問しているのは、何も、アメリカに守ってくれと言っても守れないから、日本がこのICBMやIRBMもやる、最近代的な武装をして對抗せよなどと言っているわけじゃない。ただ、アメリカと一緒にたつて侵略を防ぎ得るというよりなこの結びつき、必ずし

も安全でないということが再検討されなければならぬのじゃないかと思ふ。たとえばイギリスの国防会議の中においても問題になっておる。今かりに戦争になります。たとえばソビエトが来たときに、イギリスにおいては四十分前に、来るぞということを知らされるだけだという。ただ、その瞬間にわれわれの方も相手に撃ち込んでおりますよということを知らされて、国民は死んでいかなければならぬという状態に置かれておる。今アメリカにおいても相当の巨費を投じて、アンチ・ミサイル・ミサイル開発の研究が進められておる。しかし、これをもつてしても、十五分以内にそれをキャッチし、残りの十五分間でもつてこれを撃ち落とす方法を考えなければならぬというので、盛んに研究が進められておるはずです。ワシントンとモスクワの距離なら三十分という時間があるかもしれない。ところが、日本とモスクワということになりますと、三十分の時間というものが相当短縮されなければならぬ。それを途中で要撃するなどということは絶対に不可能であるという結論になっておる。その十五分間の余裕がある中においてすら、生き残るための処置を考えなければならぬ。この事態の上に立つたならば、三分、四分の時間しかない日本においては、全部これは不可能であるという結論が私は出てくると思う。してみれば、外野を守ろうと言っても守れないでしやう。これでもつて外野が守れるとあな方はお考えになっておるならば、どうも私はその点の不安を感ぜざるを得

ないわけですが、その点専門的な御説明をわすれたいと思います。

○海軍政府委員 二次計画を事務的に取りまとめた者といまして、お答え申し上げますが、ただいま御引用になりました前長官の、内野は日本で、外野はアメリカでということとは、一つのたとえでありまして、日米安全保障体制のもとにおいては、どういふふうな形になって日本の防衛ができるかというところをわかりやすい比喩で申し上げると、日本は四つの島を守る内野である、外野の方面はアメリカ、こういふことで、当時の西村長官が御説明になつたものと私も記憶しております。

私もまたそのように申し上げたこともございます。ただ、今の先生のお話を承っておりますと、言うなれば、アメリカとソ連とICBMの撃ち合いによる全面戦争というものを前提にした場合には、日本の現在の防衛力というものは無力ではないかというように考えられるという意味の御発言であつたと思ひますが、熱核兵器を使用した全面戦争ということを考えますと、そういうことになると私は考えております。二次計画を事務的に検討いたしましたときには、そのようなICBMの撃ち合い、熱核兵器を用いた全面戦争というものは、とりもなおさず現代人類文化の破壊になるというもので、まずまず起り得ないだらう、少なくとも二次計画の前提といつておきます五年間は、そういう全面戦争は起り得ないというふうに一応判断いたしました。しかし、同時に、現在の世界の情勢は、先生も御承知のように、あちこちでいろいろな紛争が起つております。現に武力によ

る衝突が依然として絶えないのが、現在の不幸なことではありますが、世界の情勢でございます。そういう情勢に対して、万々一といふものを考えて、最小限度の防衛力を持つということは、防衛というものを担当いたします者の責任として当然のことだと思ひます。

そういうことはあり得ないかもしれないというところでございしますが、防衛とか国防とか申しますものは、これは国民一般が防衛の安全感を持つということだと思ひます。どの程度の力があれば安全であるかということとは、そのときの世界情勢、周囲の環境によつて異なるわけでございますが、私どもといひましては、日米安全保障条約というものを前提といひました場合におきましては、この五年間において、先ほど御説明いたしましたような防衛力を持つということ、一応十分ではないかというところで、この計画ができた次第でございます。従ひまして、全面戦争の場合に、ある国から日本にICBMが撃ち込まれ、その時間が何分だ、全然対抗手段がないじゃないか、こういふ御質問でございますけれども、私どもといひましては、この冒頭に書いてございしますように、在来型兵器の使用による局地戦以下の侵略というものに対処するということを明瞭に宣言していただいたような次第でございます。その点は一つ御了解願ひたいと思ひます。

○緒方委員 私はそこに問題が出てくるところ。防衛については、どの程度が安全であるかという基準は出ないにしても、防衛は国民に対する安全感の一つのなにもありますが、私はこの前提が違つてゐる。現在ことさらこの

防衛力を持ち、かつ、日米共同作戦をしていく形の方が、むしろ安全度というものを阻害しておるであらうことを私たちは考えておるわけです。あなた方からするならば、全面戦争というものはないだらう、核兵器の撃ち合いなどというものはないだらうと言つて今日まで来たから、まあけつこうなことなんですが、当のアメリカにおいて、全面戦争もあり得るという状態の中で昨一年度は神経をとがらしてきたことは、あなたも今さら否定することはできないでしょう。それが前提になつておればこそ、急遽待避線を作れ、避難行動はどうするといふ、連日

にわたる防空訓練や、それに伴うような方法がとられてきてゐる。安全保障条約を結んだ一方の国は、全面戦争の危険性の前に立ちながら、日本だけではないといふのは、私は、どうも理解の仕方にちがひが出てきておるはしないかと思ふ。それなら、むしろ日米安全保障条約を結んでなくて、日本があくまで中立国として厳然たる地位にあるならば、いかにソビエトとアメリカの間がもつていかなる熱い戦争にならうとも、ここまで飛び火はな

いだらう。それは前提の安心感はあるかもしれない。しかし、安全保障条約を結び、外野を守つてくれる役目を持つアメリカの中では、全面戦争肯定、その上に立つての一切の施策が行なわれておるときに、日本だけが超然とする条件は私はないだらうと思ふ。日本の国民がアメリカほど緊迫感を感じてないからこそのよかつたものの、アメリカともつと接近し、もつとアメリカの事情がわかつておつたならば、日本の国民はどれほど不安な状態に陥るか

わかりません。国防が安全度を保障するところか、むしろ安全を非常に傷つける結果にしかならないだらう。そのこと自体が、防衛庁は、今日の防衛ということよりも、むしろアメリカに對する義理立ての軍備、おつき合いの軍備、こういふ形の中にしか——意識は別として、実質的にはそうなつてい

るとしか私は考えられない。それは防衛庁です。国土の安全、国民の安全、全保障という面について、長官は長官なりに心胆を砕いておるかも知れません。しかし、もし侵害を受けるとするならば、受ける当人はわれわれです。私も、同様な意味において、国家の安全を顧みぬものではありません。ただ、それがほんとうに現実を心配する、現実の危険といふものを感ずるならば、その外野にまかしておけということだけでは、今日解決のつかない事態にありはしないか、国防といふものを根本的に再検討する時期にありはしないかといふことを私はお伺ひしてお

る。

○藤枝國務大臣 御立論が私どもと違ひますので、その点の食い違ひのあることはお許しをいただきたいのでありますが、もちろん米国内において——これはなお詳しくは政府委員からお答えしますが、原水爆に対処するようないろいろな処置が研究されていることは事実でございます。しかし、アメリカといへども、アメリカの全体の考え方、要するに、核の手詰まりと申しますか、核戦争は起り得ない、また、起り得ないようになみずからの軍備を充実するんだといふことを中心にアメリカは考えておるわけでございます。私は、そういう前提に立ちまして、わ

が国に起り得べき脅威というものに對処する防衛力を充実することは、やはり政府に与えられた義務であると考えてるわけでございます。従ひまして、前長官のいわれる内外野論というものは、全面核戦争を予定した意味ではございせん、われわれが一応想定する、起り得べき局地戦以下の紛争、これの場合においても、わが自衛隊は国内において侵略を排除する。もしそれがこれ以上に出る場合には、日米安保体制によつてアメリカとの共同の作戦をやるといふ意味において、西村長官は言われたと思ふのでござい

ます。その点は一つ御理解をいただきたいと思ふのでござい

○海軍政府委員 ただいま先生から、アメリカのシエルターに關連してお話がありましたが、実は私、個人的なことを申して恐縮でございますが、私もワシントンに二年前まで約二年間おりました。そのときにおきます体験とか、その後私の友人が向こうに参りますので、いろいろ事情を聞いております。

御存じのように、アメリカにおきましては、数年前から民防の組織が普及してあります。大きな都市には、地下には全部シェルター、いわゆる避難所という施設がございまして、かりにワシントンに何かのことがあつた場合には、どこからどこまでの人はどこに逃げる、どこからどこまでの人はどこに移る、官庁はどこに移転する、こういふ計画が実はできておるわけであり

われておることです。スイスの例を申し上げますと、人口三千以上の都市におきまして新たに家を作る場合には、必ず防護室を作れというような法律も実はできておるような次第でございます。これは第二次大戦以後からずっと継続いたしておられます。最近特にアメリカにおきましてシエルトの問題がやかましくなりましたのは、従来、全面戦争になった場合には双方が共倒れになるんだ、アメリカもかりにICBMの攻撃を受ければ全滅するんだという考えでございましたが、必ずしもそうじゃない。もし万々一そのような全面戦争にならずとも、いわゆるフォールアウトと申しますか、放射能降下による被害というものは、ああいう避難壕に入っておりますと十分防げた場合を想定いたしまして、一マイル以内は幾ら、五マイル以内は幾らという計算ができておまして、その範囲内においては家もこれ、人も死ぬけれども、フォールアウトの被害は、一応施設を持っておきますと防げる、こういうことが研究の結果わかって参りました。従いまして、われわれはかりに攻撃を受けても生き残れるんだし、またあくまで生き残らねばならないというふうに、一般の人の考え方が変わってきたわけでありまして。それで、その面の研究が進んで参りました結果、今ニューヨークで展示されております待避壕というものは、自動車を買い程度の値段で実は買えるわけでございます。アメリカの家庭は、一般的に申しまして、地下室が子供の遊び場になったり、あるいは油の貯蔵庫になったりしてありますが、そういうと

ころへ若干の設備をすれば、簡単に待避壕ができる。だから、そういうものを作つて万一の場合に備える用意をしたらよからう、こういう運動が実は昨年からは非常に起こつて参りました。このことは事実でございます。ですから申しまして、現在アメリカの全土がシエルトを作るのに騒ぎ立つておるというふうな状況ではないように聞いておりますので、御参考のために申し上げる次第であります。

なお、もの本によりまして、ソ連におきましても、最近民間防衛に關するいろいろなパンフレットが配布されておるという事実が報道されておりますが、これは特に最近にそういう傾向が顕著になったといつてもはなしで、従来から考えられておりましたものが形が変わつて推進されておる、こういうふうな御了解願いたいと思ひますし、私もそのように判断しておる次第でございます。

○緒方委員 五十メガトンが落ちた場合でも、五マイル以内のところは防空壕に入つておれば助かるとお考えになるのは、何ですか、あなた方もそれを信頼しておるのであれば、日本だけはそういうことをしないのはふまじめじゃないかという結論が出てくる。私は、皆さん方が待避壕などというものを作らせなさい、作つてもつまらないという前提があるからこそ、そういうばかげたことはさせないのだらう、私はこう思つておつたけれども、アメリカさんの言われるように、われわれは戦争のときには、家の下に防空壕を掘れ、近所に防空壕を掘れということだった。しかし、防空壕に入つておつた者が全部やられてしまつて、逃げた者だけが助かつた経験を持つておる。そういう意味からすれば、われわれは、こういう防空壕が原水爆の被害からのがれる道ではない、こう考へておる。あなた方も多分そうだろうという判定に立つておられるけれども、しかし、もしアメリカさんの言う資料が權威のあるものであるなら、あなた方がそれを信頼してないのは、ふまじめきわる問題じゃないだらうか。

いま一つ、あなた方は、ただ局地戦争はするけれども、全面戦争はわれわれはしないのだということを盛んに言つておる。局地戦争をして、局地戦争からくる全面戦争の場合に、もう日本はこれ以上しないのだという方法があるのですか。原爆だけはおれ方へ入ればぬでくれ、それを打ち込まねばならぬ。これはおれの方には戦争をする、そういう勝手なことが国際社会の中で通用するのですか、それを一つお伺ひしたい。

〔草野委員長代理退席、委員長着席〕

○藤枝国務大臣 われわれが防衛力を整備する、その根本として、先ほど来申し上げるように、核戦争等の全面戦争は万々起こり得ないのだという前提に立つ。しかも、そういう全面戦争は起こり得ないけれども、世界の各地に局地的な紛争はある。従つて、その局地的な紛争に対処するだけの防衛というものは考へていかなければならないというふうなことを申し上げておるわけでございます。従いまして、この全面戦争を誘発するような紛争というものは、まずまず起こらないということをお前提にいたしておるということを申し上げたのでございます。不幸にしてそういう紛争が起こつたときには、こ

れはもうあらゆる場面に對処してわが国の自衛力を十分に發揮するというところに相なると思ひます。

○緒方委員 そういふ御説明があれば、どうも先に進まない問題があるのです。全面戦争はあり得ないというこの情勢の判断と見直しは、日米両国間においても共通した御見解ですか、これをまず先にお伺ひしておきたい。これはアメリカは違ひけれども、日本だけは全面戦争は絶対にあり得ないという立論の上に立つておるならば、その立論を作り出された一つの根拠を私は示してもらいたいと思ひます。

○藤枝国務大臣 これは、単にわれわれがわれわれだけの判断で全面戦争はあり得ないと申しておるわけではございません。もちろん、世界にはいろいろ違つた意見を持つておる方もおりますけれども、世界的に見まして、通説と申しますか、一般的にいわれておることは、現在のやうな情勢においては、核の投げ合いによる全面戦争は起こり得ないのだ、起こることは万々ないのだということをいわれておるのであります。そして、そういう判断のもとに立つてわれわれは防衛計画というものをやつておるわけでございます。

○緒方委員 まことに希望的な御意見のようです。全面戦争、核戦争というものが全然起こり得ないのだという前提が世界の至るところに浸透しておるなら、今世界の人が、戦争の危険というものを對して血道をあげてこの事態を悲しみ、平和を願おうとする世界的な人類のこの折りというものは、全く氣違ひのよりにしか聞かえてこないわけなんです。その危険が目前にあ

り、そのおそれがいつ起こるかかわらないという不安の中から、全世界をあげて軍縮あるいは平和という問題が今世界の大きな課題となつてゐる。そういう中に戦争は絶対にあり得ないという立論を作ることば早計であるし、危険であるし、これこそ帆足さんの言葉ではないけれども、おとめの折りにすぎない言葉ではないだらうかと私は思うのですが、その立論の上に立ちますと、もうそれは、われわれが音速を越すようなジェット機を購置したり、あるいはミサイル兵器の備えつけをしていく必要もなくなつてくる。もしそれが確固たるあなたの信念ならば、第二次国防計画というものは、もう一ぺんそういう戦争はあり得ないという前提の上に立つて再検討してもらわなければならぬと思ひますが、その点はどうぞでございますか。

○藤枝国務大臣 繰り返して申し上げます。核の投げ合いによる全面戦争というものは起こり得ない。万々一にも起こり得ないということでありまして、在来型の兵器による、しかも、それが年とともに近代化され、新鋭化されてきておる、そういう在来型の兵器による紛争というものは、御承知のように世界にしばしば起こつておるわけでございます。従いまして、そういう在来型の兵器による局地戦以下の紛争には、わが国としてもみずからの力では對処するやうな方向に持つていかなければならないのだというふうに私も判断をいたしておるわけでございます。

○緒方委員 昨年の夏ごろだつたと思ひますが、世界大戦争という映画ができました。この映画は、原爆のお互

の投げ合いによって東京の町は一瞬にしてくずれ去り、この国会議事堂は焙岩の中に埋まってしまうというような悲惨な状態の映画がございました。そのあとで、どの週刊誌がよく記憶いたしません、そのシナリオを作るのを担当したかどうか知りませんが、軍事評論家の林君でしたか、防衛庁の幕僚の人とが、いろいろ直接対談でなくて、電話で、見解の問い合わせに基づく対談みたいなものが載って、そのときの防衛庁側の見解を総合してみると、全くばかげた話だ、こういうふうな見解に尽くされている。こういう戦争なんというものはあり得ないのだ。これは今長官が言われた御説明と相通ずるものがあるわけなんです。そこで、私は、そういうことがあればこそ、ことさらにきょうお聞きしておるわけなんです。あの映画は、私たちが見るならば危険の一つの可能性を表現したもので、こう考えてみなければならぬ。危険の可能性を表現したものである。実際に映画に出たのは、どうも朝鮮の三十八度線じゃなからうかというふうな印象を受けたがね。かりに今度は三十八度線の一つの例にとってみましよう。どういふ事態でもってあすこがもつれないと保証ができるでしょうか。あすこでのもつれが、機関銃の撃ち合いだけで済めばいいけど、あの映画に出てきたように、もしいずれかが戦車にロケット兵器でも積んで、一発でも二発でも撃ち込んだとしたら、それに反応して相手はまたその戦車に対してミサイル攻撃というものを開始しなければならぬ。あなた方も、もしそういう事態があるならばやろうというて対戦車ミサイルあたり

の準備をなさろうとしておる。もし相手側から戦車機がやってきたならば、これに対するミサイルを撃ち放すということにならざるを得ない。その発展の過程で、戦略基地に対する攻撃が絶対にあり得ない保証をすることができませんか。どういふ立論の根拠に基づいて、そういう危険は全くないという結論を防衛庁は出されておるのか。これは私は長官だけの見解じゃないと思ふ。あの世界大戦争の映画に対する論評から見て、防衛庁内部における一つの思想だろうと思ふ。危険はないという前提に立っている。その危険がないという前提の立論的な根拠を私は示していただきたい。

○藤枝国務大臣 どもも繰り返すように恐縮でございますが、現在のいわば両陣営と申しますか、そこに核兵器が装備されておる。そういう核兵器が装備されておるという事実は、この核の使用ということは、今おっしゃっておられるように、結局両方の撃ち合いになる、両方共死になるといふこととございまして、従って、核装備というものは、核を使用することに対する抑制力にこそなれ、それを使用するといふことはとうていできない。いわゆる核の手詰まりになっておるといふことは、これは単に私も防衛庁だけの見解ではございまして、一般的な、世界的にいわれておることとございまして。そういう情勢に立つて判断をいたしておるわけでございます。

○緒方委員 あまり一つ事ばかり論議もしたくありませんが、多分今の軍備が戦争の抑制力としてなされておるといふ御答弁があるだろうという前提なんです、私は、軍備の拡大強化が戦争の抑制に役立つかどうかということに大きな疑問を持たざるを得ないわけでありまして。もし軍備の拡大強化というものが一たん間違ひ、一たんそこすれば、直ちに全面戦争に行く大きな危険性ははらんでおるといふこと、俗に今日いわれております偶発戦争、この偶発戦争の危険性は全くないのか。これは一たん小さなそこから生じた過誤でありまして、そのこと自体がすでに核の投げ合い、撃ち合いという非常事態を招来する危険性を持つておる。これに対しては何らの憂いも感じておられないのかどうか、その点についての御回答を承りたい。

○藤枝国務大臣 核兵器の使用については、これはおそろく連側も同様だと思ひますが、米同等におきまして、何段階かのチェックの制度がございまして、そしていわゆる偶発的な核の発射を防げるような有効な安全措置が段階を設けておられておるようございまして。従いまして、私は、そういう何か非常な偶発的なものではないかといふことは、まずまずないのではないかと、いふに判断をいたしております。

の投げ合いによって東京の町は一瞬にしてくずれ去り、この国会議事堂は焙岩の中に埋まってしまうというような悲惨な状態の映画がございました。そのあとで、どの週刊誌がよく記憶いたしません、そのシナリオを作るのを担当したかどうか知りませんが、軍事評論家の林君でしたか、防衛庁の幕僚の人とが、いろいろ直接対談でなくて、電話で、見解の問い合わせに基づく対談みたいなものが載って、そのときの防衛庁側の見解を総合してみると、全くばかげた話だ、こういうふうな見解に尽くされている。こういう戦争なんというものはあり得ないのだ。これは今長官が言われた御説明と相通ずるものがあるわけなんです。そこで、私は、そういうことがあればこそ、ことさらにきょうお聞きしておるわけなんです。あの映画は、私たちが見るならば危険の一つの可能性を表現したもので、こう考えてみなければならぬ。危険の可能性を表現したものである。実際に映画に出たのは、どうも朝鮮の三十八度線じゃなからうかというふうな印象を受けたがね。かりに今度は三十八度線の一つの例にとってみましよう。どういふ事態でもってあすこがもつれないと保証ができるでしょうか。あすこでのもつれが、機関銃の撃ち合いだけで済めばいいけど、あの映画に出てきたように、もしいずれかが戦車にロケット兵器でも積んで、一発でも二発でも撃ち込んだとしたら、それに反応して相手はまたその戦車に対してミサイル攻撃というものを開始しなければならぬ。あなた方も、もしそういう事態があるならばやろうというて対戦車ミサイルあたり

の準備をなさろうとしておる。もし相手側から戦車機がやってきたならば、これに対するミサイルを撃ち放すということにならざるを得ない。その発展の過程で、戦略基地に対する攻撃が絶対にあり得ない保証をすることができませんか。どういふ立論の根拠に基づいて、そういう危険は全くないという結論を防衛庁は出されておるのか。これは私は長官だけの見解じゃないと思ふ。あの世界大戦争の映画に対する論評から見て、防衛庁内部における一つの思想だろうと思ふ。危険はないという前提に立っている。その危険がないという前提の立論的な根拠を私は示していただきたい。

○藤枝国務大臣 核兵器の使用については、これはおそろく連側も同様だと思ひますが、米同等におきまして、何段階かのチェックの制度がございまして、そしていわゆる偶発的な核の発射を防げるような有効な安全措置が段階を設けておられておるようございまして。従いまして、私は、そういう何か非常な偶発的なものではないかといふことは、まずまずないのではないかと、いふに判断をいたしております。

○藤枝国務大臣 核兵器の使用については、これはおそろく連側も同様だと思ひますが、米同等におきまして、何段階かのチェックの制度がございまして、そしていわゆる偶発的な核の発射を防げるような有効な安全措置が段階を設けておられておるようございまして。従いまして、私は、そういう何か非常な偶発的なものではないかといふことは、まずまずないのではないかと、いふに判断をいたしております。

○海軍政府委員 ただいま先生の申されました戦艦空軍の危険な四分間というの、この四月一日ワシントン発A P電で報ぜられたものでございまして、これにつきましては公式な発表はございません。ただ、その後四月十二日付のニュース・ウィークに詳細な報道が出ております。それによりますと、事件は、昨年の十一月二十四日、東部標準時の午前四時五十二分に北米司令部におきまして、北米グリーンランドのチューレーからアラスカのクリアーというところに弾道弾の警報組織ができておりましたが、この弾道弾警報組織と北米司令部との間の通信線が故障したというサインが出たわけでありまして。その故障した理由につきましても、数種類の原因が考えられますけれども、故障したというところで、直ちに担当の将校が北米司令官に連絡をした、これが午前四時五十二分三十分秒で

ございます。それと同時に、グリーンランドのチューレー付近で哨戒をしておりますところのB52に、その付近に故障があったのじゃないか、あるいは襲撃があったのじゃないかというような調査をさせております。この報告を受けましたパーワール將軍は、直ちにサックの待機してありますB47とB52に対して、飛行場のラン・ウェイにおいて待機せよという指令を出してあります。これが先ほど申し上げました四時五十二分三十分で、片一方でチューレーの方に連絡してありました結果、誤りなしと判明したのが四時五十三分十五秒であります。それで故障いたしましたから一分十五秒後に、そういう事件はない、従って、通信線の故障であるということがわかったのであります。この記事によりまして、北米司令部におきましては、これを機会に演習をやったということでございます。それで、どの程度で戦略空軍の待機状況が一応飛び立ち得る態勢になるかというこのテストをしたわけでありまして、その結果、先ほど申しましたように、通信線の一部に故障があった、その原因は、コロラド・スプリング付近に超短波レー・ステーションがございまして、そのモーターが過熱したために、通信線がショートしたということですが、直ちにこれは復旧されております。これが当時の事件の最も詳しい報道でありますので、おそらくこういうことであつたらうと私は考へております。従いまして、今おっしゃいましたような千何百という飛行機が飛び出したというよりは、通信の故障は、事故が発生いたしました

から一分で全部原因がわかり、これに対する諸報告ができております。このように一切の安全の措置ができておりますので、先ほど大臣からお答えいたしましたように、偶発的なことによる不慮の事態というところは、いろいろな手を尽くして避けるようになっております。このことにつきましては、昨年、アメリカの空軍参謀総長が記者会見をいたしました、詳細にいろいろな安全装置につきまして語っておりますが、これは重複いたしますので、また長くなりますので、省略させていただきます。

○緒方委員 私はその報告書を反論しようとは思いません。しかし、われわれの聞いたのは、いふ事情が違つておる。何も私は、千五百機の戦略空軍が全部飛び立つたと言つていない。待機の態勢にあつたということを私は聞いております。ただ、映像を映すカメラの中に、敵機が射撃的ミサイルらしいものの映像が映つた、しかしすぐあとで、それはお月様の出るころのな

に、間違ひであつた、その報告をしようとしたところが、時悪くさつて言つたグリーンランドのどこかで氷塊が海底電線を切つて、その連絡ができなかつたという事態のために、この連絡が三十分ばかりおくれた、その間みんなは異常な緊張のもとに待機しておつたということをわれわれ聞いておるのであります。何もその聞いたことを私は真実だとして主張するわけでは

ありませんが、しかし、私が言いたいのは、これは一つの例だということですね。また、水爆や原爆を積んでパトリールしてある飛行機が、水爆を落とした事件もある。もちろん、これは安

全装置がありましたから、不発に終つておるが、飛行機が途中で衝突して落下した事件も起こつております。今日そういう危険は放棄にいとまのない状態ではなからうかと私は思う。しかし、そういう通信機関によるところの機械的な安全装置が今日まで安全を保障しておるから、今後も機械的に、人為的に全く間違ひも故障も起こらないという保障は、どこにもないのじゃないか。もつと危険を予想されることは、その監視に立つておるところの人の精神的な動き一つにしても、大きな危険があるといわれておる。それは危険な状態の中で、今日までこれが戦争を抑止する力として大きく役立つてから、将来もこれが戦争抑止の大きな力になっておるという見解は、私は非常に危険な内容を持つておりはしないかというふうに考えるわけですね。それについて、あくまで安全は保障されるかどうか、もう一べんお伺ひしておきます。

○藤枝国務大臣 先ほど来申しますように、これはおそらく連側もそうだと思ひますし、アメリカ側としても、いろいろそういう偶発的なものに対してそれをインスペクトするいろいろな段階を持ちまして、偶発的な事故のな

いことを保障をいたしておるわけでございます。従いまして、私は、そうした何段階から安全措置によりまして、そういう偶発的な事故は起こり得ないと考へておるわけでありまして。

○緒方委員 これも水かけ論をいつまでもやろうと思ひませんが、もう少し突っ込んでお伺ひしておきたいことは、皆さんはどうか知りませんが、し

かし、今日アメリカの当局にしてみて

も、かくのごとき軍備の競争をいつまでもやつて危険な状態に置くことは適当ではない、だから、国際的に可能であるならば軍縮の実現をはかりたいという意思表示をされ、国連にも具体的な案を出されておる。これを日本の防衛庁はどうお考へになるか。軍備がなくなつたらおれの首にかかるとも思ふが、それの御見解を一つ承つておきたい。

○藤枝国務大臣 世界的な軍縮という問題に各国が非常な熱意を持つて取り組んでおるといふことは、われわれもいたしまして大いに歓迎するところでございます。原水爆実験の中止はもうあつたこと、原水爆の保有禁止、あるいは進んで計画的な軍縮というものがあるが、友好な協定に達することは、われわれもいたしまして心から希望をいたしておるのでございます。そういう事態に相なりましたならば、そういう地球から一切の戦争が払拭されるというところに相なる事態に對しまして、われわれはそれを非常に歓迎いたしますと同時に、それに対してわが国はわが国としてなすべき努力を続けて参りたいといふことでござい

ます。また、それらの世界情勢とにらみ合わせまして、わが国の防衛という問題についても考へて参りたいと思ひます。

○緒方委員 私は、これは防衛庁長官に聞くのが適當かどうかはわかりませんが、総理大臣に聞くのが一番適當かと思ふのですが、これは外務省がわれわれのところ配つてくるものなんです。これを見ても、今アメリカの国内で、軍縮が経済というものにどう影響

ら、アメリカの中の議論といたしましても、経済の繁栄をもたらす軍縮はあり得るのだというような意見を持つておる者もございます。また、現在のアメリカの納税者の負担というものは相対的に重いものであることは、御承知の通りでございまして、そういう納税者の負担の軽減という面から考えますならば、それらが他の消費その他に使われるというようなこともございますので、軍縮すなわち不景気、そうして経済の破壊ということばかりではないのではなからうかと考へられるわけではございません。従いまして、この軍縮そのものについては、納税者の負担その他を考へまして、各国とも真剣に軍縮に取り組んでいくというのが実情であると私は考へるわけではございません。

○緒方委員 納税者の立場から考へる、納税という面から考へるならば、軍備に膨大な支出をするというものは負担の増加になるから、軍縮をすれば税負担の軽減になるという状態が好ましいかも知れません。しかし、今アメリカが検討をしておるのは、納税者と軍縮の問題ではない。軍需産業をしておる諸会社、これらに雇用されておるところの人たちに直接影響してくる諸問題と取り組んでおるわけでありまして、軍縮の影響について国民が抱いておる非常な関心、軍縮が経済活動の急激な低下、つまり、不況をもたらしてはしないかという一つの懸念、国防支出の持続的低下がアメリカ経済の長期的な安定と成長をそこなうかも知れないという一つの不安である、こういうふうないろいろな検討しておるわけでありまして、国防計画と深く関連して

おるところの諸会社の今後の収益の見通しは、すでに株式市場でもわけて高く評価されている。従つて、国防支出の大幅削減が行なわれた場合、これらの諸会社の普通株の現在の株価水準は急激に危険にさらされるかも知れないといふ、こういう幾多の問題をかかえてきている。軍縮ができたならば、アメリカの中においては、相当な軍需産業の株を持つておるがゆゑに、没落して行かなければならぬ人がずいぶん出てくるであらう。大きな資本を投下していつて作つておる諸会社、諸工場が鳥有に帰していくであらう。こういう事態が軍縮を実現させる熱意に大きな影響を与えているものと考へなければならぬ。その点の御見解はどうです。

○藤枝国務大臣 もちろん、この国内的な諸施策なしに急激な軍縮が行なわれた場合に、軍需工場等に与える影響の大きいことは、御指摘の通りだと思ひます。しかしながら、一面においては、軍縮を行なう際におきましては、国内産業をいかにするかということ、おそろくアメリカの政府としても十分の関心を持ち、その対策を講ずるものと考へます。また、先ほど申しましたように、納税者の負担軽減による消費の増というふうなものも考へられるわけではございません。もちろん、軍縮がいかに軍需産業に影響するかというふうなことにつきましても、非常な懸念、あるいは研究等が行なわれておることは事実だと思ひますが、しかしながら、軍需産業に大きな影響があるからといって、その軍縮に対する熱意を欠くというふうなことになるのではないかと。むしろ軍縮の全般的な傾向

は、なかなか難航はしておるようではございますが、世界各國ともこの軍縮については非常に真剣に取り組んでおる。それと同時に、それが行なわれる場合の国内対策というものは、また別途に講ぜられるものと私は考へます。

○緒方委員 私の質問の内容も、あえてアメリカの軍縮に対する熱意を疑へないといふことを言うわけではございませんが、これらの諸事情から考へてみても、もし軍縮という方向に進む場合には、これらの軍需産業というものは、一つの対策として重大な問題であるといふことは考へるわけではございません。

そこで、これはアメリカのことです。そのよその国のことに介入する権限はわれわれは持ちませんが、私は、こういう事態に關連しても日本はなつてもなつては困るというところがあります。間違つてもこういう事態に日本が進んでいくのは困るということでは、現在経済界の中においては、この兵器の國産化をはかろうとする大きな動きが出てきておる。現在多少これも進んでおる。よりやく一機で上がつた104のジェット機も、これはむしろ機械は向うから持つてきたかも知れませんが、組み立ては國産でやつておる。話に聞けば、八戸沖で落ちた飛行機の建造も、防衛庁は國産化をしようとするお考えがあるらしい。そのために、アメリカから技術官も招聘したらしい。うそかどうか知りません。あなたの方で、やはり兵器の國産化をはかつた方が好ましいというお気持ちと御計画がありはしないかというふうな考へられますが、それに対して長官からの御説明を承つておきたい。

○藤枝国務大臣 御承知のように、わが國の自衛隊の装備、兵器その他艦船、飛行機と、当初においてはアメリカの贈与、貸与等もありましたことは御承知の通りであります。だんだん國産化も進んで参ります。そうして私もいたしましては、装備品の相当部分はむしろ國内調達をいたすべきだといふふうな考へておるわけではございません。そういうことで、先ほど山内さんからも御指摘がございましたが、そういうものの國産化を円滑にするためには、長期一括契約というふうなことも必要かと存じて御承認をいただいております。しかしながら、しばしばいわれるのでございますが、現在防衛庁が國内で調達いたしておりますものは、金額にいたしましては、全体の鐵工業生産からいたしまして、一%にも足りないものでございます。もちろん今後多少はふえて参ろうかと思ひますが、そういうことでございまして、アメリカの軍縮と軍需産業というふうな關係は、ますます起らないものと考へております。

○緒方委員 私も、今の現状がそういう危険性をはらんでおると思つておりません。ただ、私は、一つの現実の問題として、貿易収支の悪化、外貨の不足、その現状だけを考へて考えれば、何れもその國からも買わなくてはならないという一つの立論もそこに出てくるわけなんです。しかし、この立論だけで今後の問題を律するといふことは、非常に危険な内容を持つておるわけなんです。潜水艦建造に

ついても、造船技術は日本においては非常に優秀な技術を持つておる。だから、何もよそからこれをなせぬでも、民需がなければ軍需で、民需の不足の分を軍需で補うという一つの方向が出てこぬと保証することはできない。やがては駆逐艦も作ろう、また航空母艦の一つも作ろうという、これは十年先になるかどうかわかりませんが、やがて軍の仕事、防衛庁の仕事をとつて一たん甘い汁を吸い始めたものが、執拗にやういふことを助長する方向に動いてくる危険性を私は感じておるわけなんです。だから、私は、貿易収支の問題について、現実に外貨の不足の中で多少困るという問題はあろうとも、将来に禍根を残すような軍需産業といふものを日本の國內に、悪い言葉でいへば、はびこらせるようなことのないように、一十分注意をしていただきたいと思つておるわけです。

最近になって、ミサイルなどの研究や整備などを國産化しようといふことが一昨日の新聞に出されてきて、こういう研究開発を——防衛庁とちやんと入つておられますから、あなたの方でやつたことに間違ひはない、防衛庁の中、ミサイルなどを國産化していかうとする、業者と結びついた一つの運動が行なわれていき、計画が進められておるといふことは、私は将来に及ぼす影響は実に重大なものがあはしなかつたかと思ふ。今の長官の話によるならば、現在は國內生産の一%にも当たらない少量だから、何も心配することはないと言ふが、造船建設からミサイル研究開発まで手をつけ出すといふことになれば、やがてこれは、飛行機も日本の技術といふものは劣つておるとは

体として横ばいの状態を続けております。昨日お答え申し上げましたように、一発でできるような特効薬はございませんけれども、いろいろの工夫をこらしまして、あるいは職業補導でありますとか、あるいは待遇の問題、すなわち土への昇進の問題、あるいはいま

た除隊後雇ってもらえる経営者との十分な連絡、こうした各般の施策をいたすと同時に、また根本的には、自衛隊のあり方等を国民の皆さんに十分理解していただく、そういう各般のきめのこまかい施策をとって参りますならば、現在の募集難を、急速にというお約束はできませんけれども、徐々に回復していくことができると考えておるのであります、昨年定員の増加をお

願いましたました趣旨等も、だんだんに達成できるものと私どもは考えておる次第でございます。

○繕方委員 私、今の状態の中で充足していくことは容易なことじゃないだろうと思うのですが、そう思えば思うだけ、あなた方がわれわれのところ提案する幾多の諸問題について、もつと責任のある状態で一つ出してもらいたいということです。去年も繰り

返し言つた。まず欠員から補充しなさい、その上で一〇％切れたとか、これだけの努力が積もつて欠員がだいぶ少なくなりましたという実績があれば、それは増員ということも真剣に考えてもいいが、現状も確保できないような条件のものでふやせふやせというのは、あまりにも人をばかにした提案じゃないかということです。それでしょうが。去年の現状維持ができてな

いでしよう。去年の現状維持もできないような実態の中に置きながら、定数

ことでありますけれども、その後に至りましては、このパイロットの養成の方を追いついて参りまして、二百機が整備される時期におきましては、十分

計画でございます。

○緒方委員 私は今のお説を聞いて、なるほどそうかというふうな理解がいかないわけです。この数字とパイロットの養成計画が合っておるかどうかは存じませんが、来年度においては、飛行機はできても操縦士はおらないという現実がある。何も、国防会議で何年か度になんぼというふうにきめたから、それを完遂しなければならぬというこ

とは、私はないだろうと思う。こういうことについては、パイロットの養成計画の見通しと整備計画とが大かた歩調をそろえるような姿でなにしてもらいたい。もちろん、これは乗せなければ訓練になりませんから、乗つてもらわなければなるまいが、乗つたたびに落ちていってこわされたんじゃないまり

ませんからね。もう少し大事をとって  
 もらいたいということです。もちろ  
 ん、私は、そういう事故の中で犠牲に  
 なる人の生命の問題も重要な問題だろ  
 うと思います。パイロットの生命はわ  
 れわれが死んだのとはだいぶ違いま  
 す。お金がかかっていますからね。わ  
 れわれは三文の値打もないようなから  
 だかもしれないけれども、パイロッ

トには少なくとも一億円の金がかかっていますよ。その一億円の金をぼんぼん捨てられてもらつたんじゃ困りますから、こういうことに對しては計画に固執することなく、方針に拘泥することなく、実情をもう少し再検討してゐる、しつくりした計画のもとに進

もつと時々刻々の機本の動きを跟  
こつてから連絡するとか何するより

告させるように義務づけておく方がいいのじゃないか。その場合、今日はいわゆる英語連絡になっておりますが、訓練などのときの自衛隊と練習機との連絡は、日本語でやらしてけつこうだと私は思う。それができないのかどうか。国際的な管制の範疇に入る場合これはやむを得ない。しかし、今の状態で英語ばかりを主体として連絡している習慣の中におきましては、時々刻々の連絡もそうスムーズにいかない面もありはしないかと私は考えるわけです。何とかそういう面の再検討をしていただきたい。もちろん、そのことで事故がなくなるとは思いません。せめてどこが悪かったからこうなったという点を、落ちたあとよりも落ちる前に連絡があつてしかるべきものがないということは、私はまことに残念に考えるわけです。もし事故というものをのけたならば、町のまん中に出てきて低空で何をしておったかと言いたくなる問題だと私は思う。そういう面は今後一つ留意して御検討をお願いしておきたいと思ひます。

もう五時も過ぎましたから、一応これで打ち切りたいと思ひます。

○中島委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、明二十六日午前十時理事會、十時半委員會を開會することとし、これにて散會いたします。

午後五時七分散會



第一類第一号

内閣委員会議録第三十二号

昭和三十七年四月二十五日

昭和三十七年五月七日印刷

昭和三十七年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局